

# 医師の働き方改革 ~医療を未来に繋ぐために~

- 改めて考える"働き方改革"、仕組みと取組のポイント -

厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

### 目次

- 0. 医師の働き方改革の経緯
- 1. 医師の働き方改革はなぜ必要か
- 2. 医師の働き方改革(上限規制)の仕組み
- 3. 2024年4月に向けて医療機関が取り組むこと
- 4. Α水準の医療機関の取組
- 5. 追加的健康確保措置(面接指導)
- 6. 追加的健康確保措置(勤務間インターバル)
- 7.36協定の締結
- 8. 医療機関が行う都道府県との連携
- 9. 医療機関の取組への支援
- 10. まとめ

(参考資料)



はじめに (医師の働き方改革の経緯)





### 医療機関から見た制度面での勤務環境改善の流れ

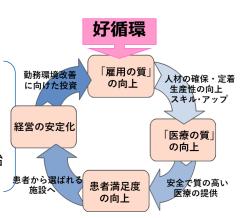
### <看護師を中心とした雇用の質向上の取組>

看護職確保の観点から医療機関の雇用の質の向上の取組を推進

平成26(2014)年10月~

く改下医療法の施行> ※医師を含めた医療従事者の勤務環境改善

- ○**勤務環境改善が医療機関の努力義務に**(医療法30条の19)
- ○医療勤務環境改善マネジメントシステム※創設
  - ※ 医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み
- ○医療従事者の勤務環境改善を促進する拠点として、都道府県に医療勤務環境改善支援センターの設置開始
  - ※ 平成29(2017)年3月までに全国の都道府県に設置



平成29(2017)年3月~

く時間外労働の上限規制(医師以外)の施行、医師の働き方改革の推進>

- ○**働き方改革関連法の施行** (労働時間の状況の把握、有給休暇の取得促進等)
  - · <u>時間外労働の上限規制の導入</u>(大企業:令和元(2019)年4月 中小企業:令和2(2020)年4月)
  - ※"医師以外の医療従事者"については、一般の業種の労働者と同様に時間外労働の上限規制がスタート。
  - ※"<u>医師</u>"については、令和6(2024)年4月から上限規制がスタート。
  - → 改正医療法(令和3 (2021) 年5月成立)等により、医師の時間外労働の上限の特例に関する内容が規定された。この特例を受ける場合は、 医療機関が都道府県知事の指定を受ける仕組みとなり、医療機関は指定を受けるための手続が必要となる。

(労働時間の把握(兼業・副業、宿日直許可、研鑽)、時短計画作成、評価センターの評価受審、指定申請等)。

令和6(2024)年4月~

<時間外労働の上限規制(医師)、改正医療法の施行>

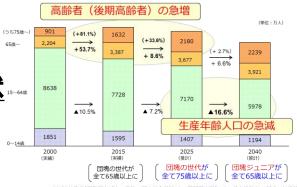
- ○医師の時間外労働の上限規制の導入開始/2035年度末に向けた時短の推進
- ※ 上限規制の遵守、面接指導等の追加的健康確保措置の確実な実施。
- ※ 特例のうちB、連携B水準は2035年度末までの廃止を目標、段階的に医師の労働時間の短縮を進める必要。(地域医療構想、医師偏在の解消 等)

### "働き方改革"の目指すものとは

"働き方改革"は、医療機関のみならず、あらゆる業種、職種を含めて、我が国全体で取り組む課題です。

- 基本的な背景
  - 少子高齢化による労働力人口の減少・人手不足の現状 🛶

(2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計) (特に、2040年にかけて、現役世代の人口が急減)



- アベノミクス、一億総活躍の目指すもの
  - → あらゆる人の活躍促進
  - 女性・高齢者等の労働力化の制約要因をなくす必要
    - (※)長時間かつ硬直的な労働時間(正規雇用)、低賃金と不安定な雇用(非正規雇用) 等

「働き方改革」は、「魅力ある職場づくり」の実現による 生産性向上、中小企業・小規模事業者の人手不足解消のチャンス

- 1.同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- 6. 病気の治療と仕事の両立

2.賃金引き上げと労働生産性向上

7.子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労

3.罰則付き時間外労働の上限規制の導入など 長時間労働の是正 8.雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

4.柔軟な働き方がしやすい環境整備

9.高齢者の就業促進

- 5.女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
- 10.外国人材の受入れ
- 青色の項目については、働き方改革関連法により措置。
- 緑色の項目については、臨時国会における入管法並びに通常国会における女性活躍推進法 及び障害者雇用促進法の改正により措置。
- 赤色の項目については、引き続き、取り組む。

### 働き方改革実行計画(抜粋) (2017年3月28日 働き方改革実現会議決定)

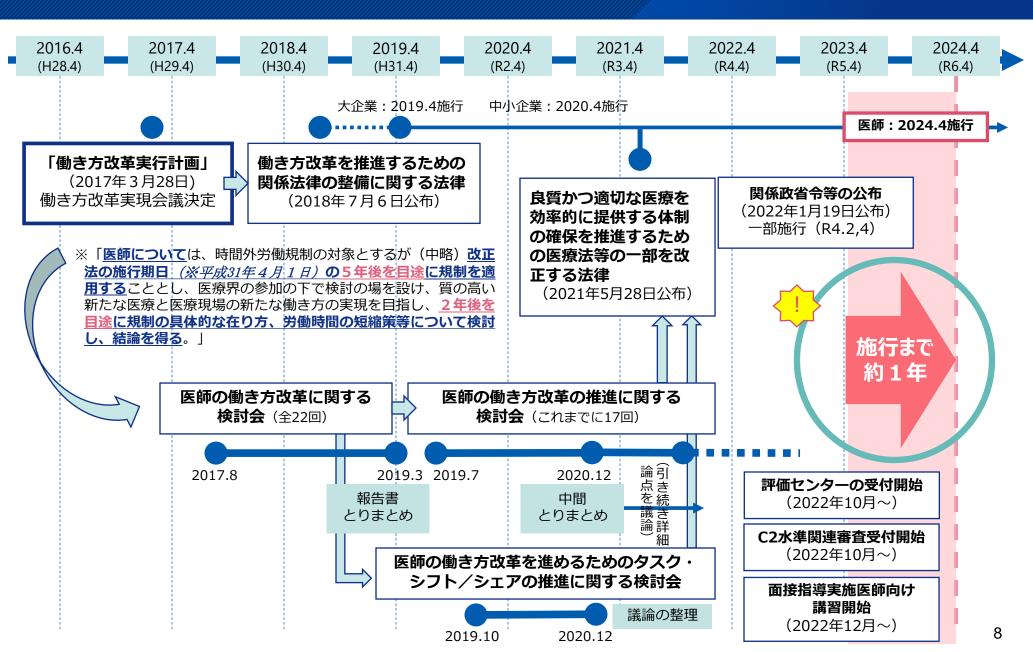
自動車の運転業務、建設事業、医師等は、時間外労働の上限規制について、2024年4月からの適用とされました。 2024年4月から、これまで適用が猶予されていたすべての業種、事業で上限規制がスタートします。

自動車の運転業務については、現行制度では限度基準告示の適用除外とされている。その特殊性を踏まえ、拘束時間の上限を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」で自動車運送事業者への監督を行っているが、限度基準告示の適用対象となっている他業種と比べて長時間労働が認められている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、年960時間(=月平均80時間)以内の規制を適用することとし、かつ、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

**医師**については、時間外労働規制の対象とするが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要である。具体的には、改正法の施行期日の5年後を目途に規制を適用することとし、医療界の参加の下で検討の場を設け、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方の実現を目指し、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。

### 医師の働き方改革に関する議論の経緯



医師の働き方改革はなぜ必要か

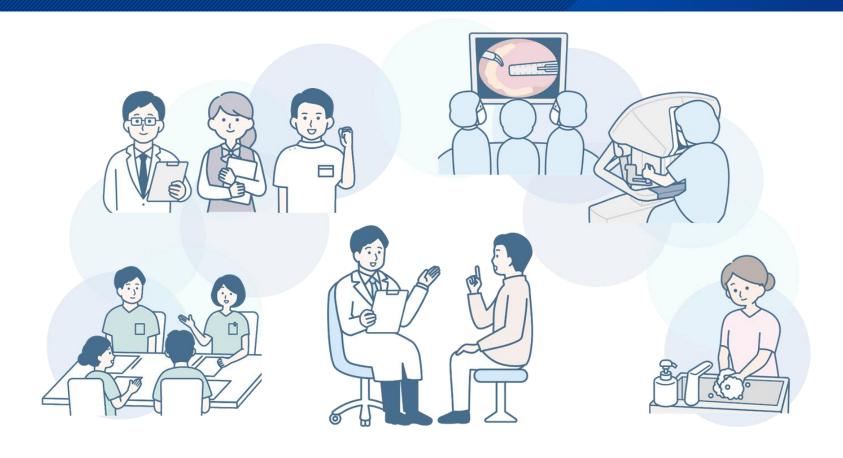


# 日本では

いつ、どこにいても必要な医療が受けられる社会を守るため、医療者が日々努力を重ねています。



# 医師の"働き方改革"の必要性



しかし、その社会は

医師の長時間労働によって支えられています。

## 病院勤務医の勤務実態調査(平成28年、令和元年)

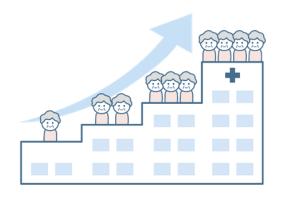
### 病院常勤勤務医の週労働時間の区分別割合(令和元年 医師の勤務実態調査)



- ※1 H28前回調査、今回調査ともに、兼業先の労働時間を含み、指示無し時間を除外している
- ※2 前回調査ではグラフにおける分布の上位10%は年1,904時間であったが、雇用管理の便宜上、12月で割り切れるきりのよい近似値として1,860時間としている
- ※3 今回調査では宿日直許可を取得していることがわかっている医療機関に勤務する医師の宿日直中の待機時間を労働時間から除外した上で、診療科別の性、年齢調整、 診療科ごとの勤務医療機関調整を行っていることに留意が必要
- ※4 週労働時間の区分別割合は、小数点第2位で四捨五入している

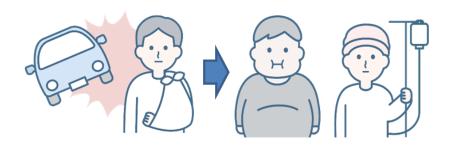
# 日本の医療を取り巻く状況は…

高齢者の増加に伴う 医療需要の高まり



生活習慣病・悪性腫瘍治療を 中心とする

医療ニーズの変化



患者さんの 生活や健康状態に合わせた 総合的な医療の提供



少子高齢化が特に進む地域では、 医療従事者全体のマンパワーが不足 していきます。

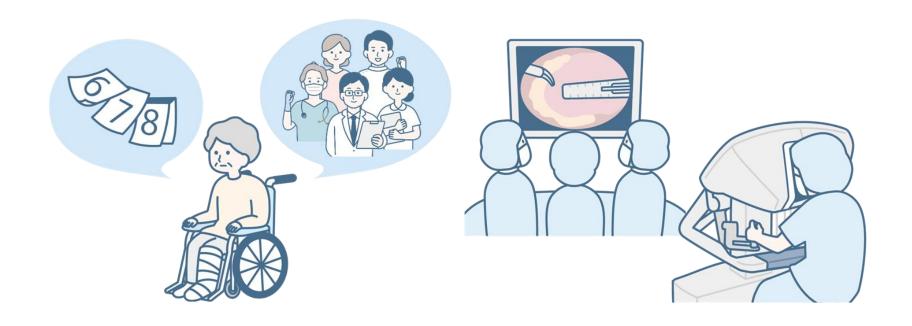


# 医師の"働き方改革"の必要性

これからも、医師個人の業務が増えるかもしれません。

増加する高齢の患者さんは、治療に時間と人手が必要

医療が高度化するほど修練に年月がかかる



## 医師の"働き方改革"の必要性

今後、こうした医療を取り巻く状況の変化が見込まれる中で、

地域に必要とされる医療を持続的に提供できる社会 の実現が必要となってきます。

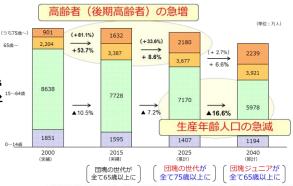


### "働き方改革"の目指すものとは(再掲)

"働き方改革"は、医療機関のみならず、あらゆる業種、職種を含めて、**我が国全体で取り組む課題**です。

- 基本的な背景
  - → 少子高齢化による労働力人口の減少・人手不足の現状 …

(2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計) (特に、2040年にかけて、現役世代の人口が急減)



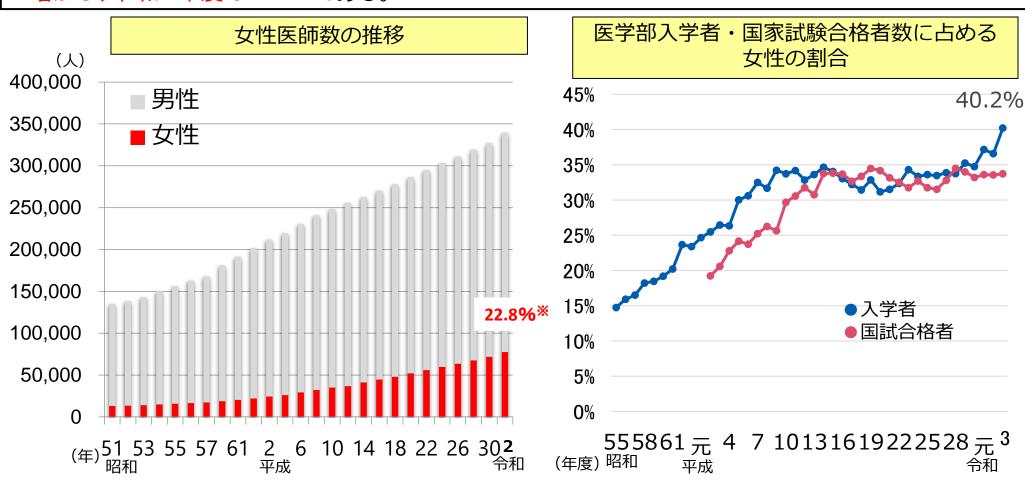
(出典)総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計

- アベノミクス、一億総活躍の目指すもの
  - → あらゆる人の活躍促進
  - → 女性・高齢者等の労働力化の制約要因をなくす必要
    - (※)長時間かつ硬直的な労働時間(正規雇用)、低賃金と不安定な雇用(非正規雇用) 等

● 「働き方改革」は、「魅力ある職場づくり」の実現による 生産性向上、中小企業・小規模事業者の人手不足解消のチャンス

### 医師を取り巻く現状から見た"働き方改革"の必要性(女性医師の年次推移)

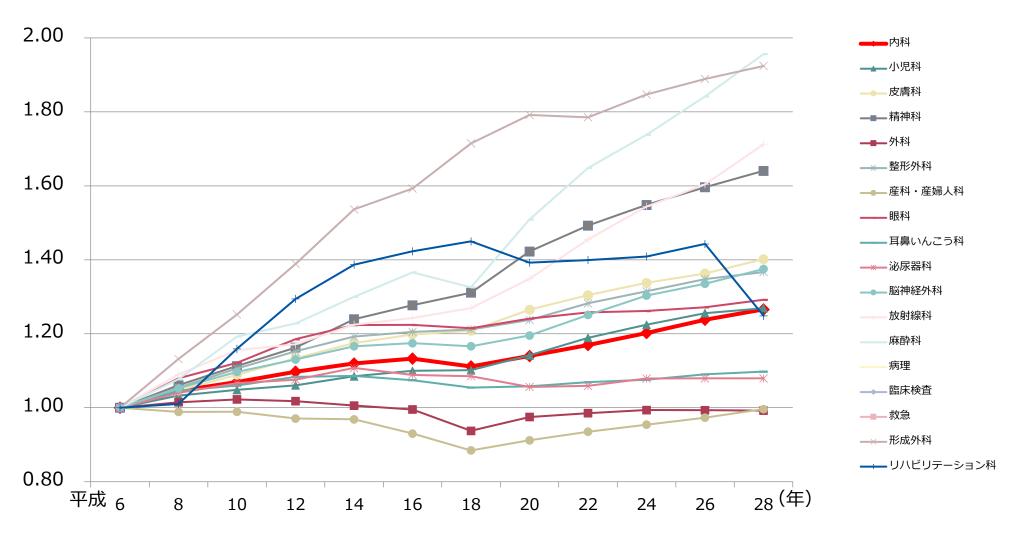
- ○全医師数に占める女性医師の割合は増加傾向にあり、令和2年時点で22.8%を占める。
- 〇医学部入学者に占める女性の割合は、平成7年度あたりから約3分の1であったが、最近はさらに増加し、令和3年度は40.2%である。



※医師数全体に占める割合

(出典)学校基本調査(文部科学省) 厚生労働省医政局医事課試験免許室調べ

### 医師を取り巻く現状から見た"働き方改革"の必要性(診療科別医師数の推移)



※内科・・(平成8~18年)内科、呼吸器科、循環器科、消化器科(胃腸科)、神経内科、アレルギー科、リウマチ科、心療内科

(平成20~28年) 内科、呼吸器、循環器、消化器、腎臓、糖尿病、血液、感染症、アレルギー、リウマチ、心療内科、神経内科

※外科・・(平成6~18年)外科、呼吸器外科、心臓血管外科、気管食道科、こう門科、小児外科

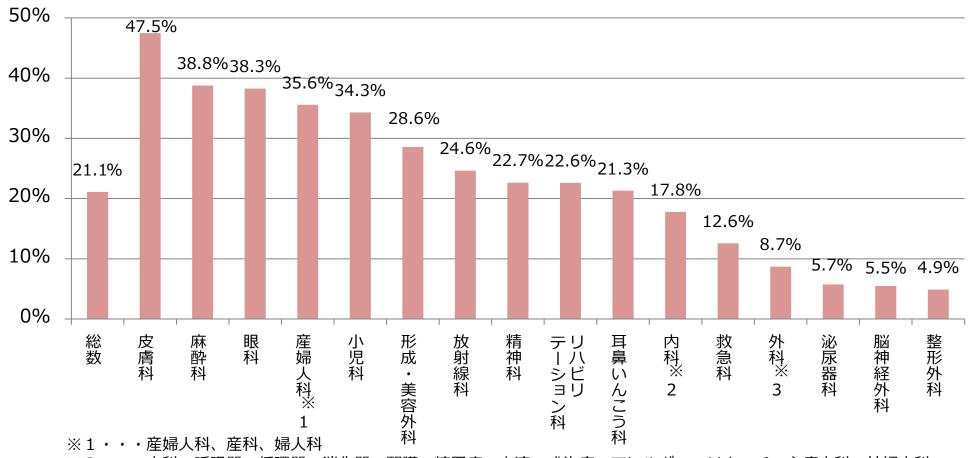
(平成20~28年)外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科

※平成18年調査から「研修医」という項目が新設された

出典:平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査

### 医師を取り巻く現状から見た"働き方改革"の必要性(診療科別 女性医師の割合)

- 医療施設従事医師数の女性割合は21.1%であり、平成26年の20.4%と比べて増加している。
- 皮膚科や小児科、産婦人科といった診療科では女性医師の占める割合は高いが、外科や脳神経外科 などの診療科では低い。



※2・・・内科、呼吸器、循環器、消化器、腎臓、糖尿病、血液、感染症、アレルギー、リウマチ、心療内科、神経内科

※3・・・外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科

# 医師の"働き方改革"の必要性

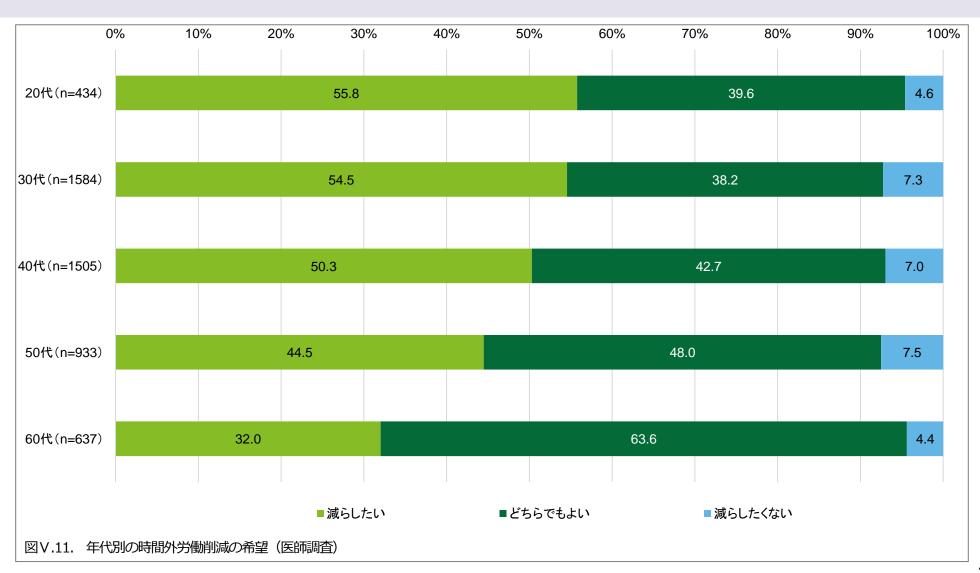
# 長時間、医療現場と向き合う中で

こんな事を考えることはありませんか?



### 医師を取り巻く現状から見た"働き方改革"の必要性

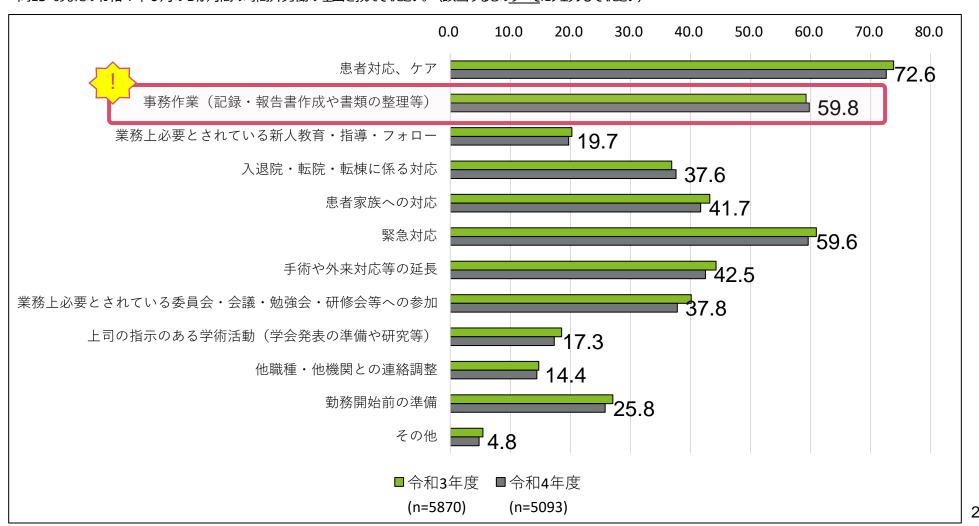
20代から40代の医師の半数以上が時間外労働を削減したいとの意向があります。



### 医師を取り巻く現状から見た"働き方改革"の必要性

例えば、事務作業も時間外労働の大きな要因になっています。

問15 あなたの令和4年6月の1か月間の時間外労働の理由を教えてください。 (該当するものすべてにチェックしてください)



## 医師の"働き方改革"の必要性

タスク・シフト / シェア すべての医療専門職が、それぞれの専門性を活かし、パフォーマンスを最大化することが大切です。



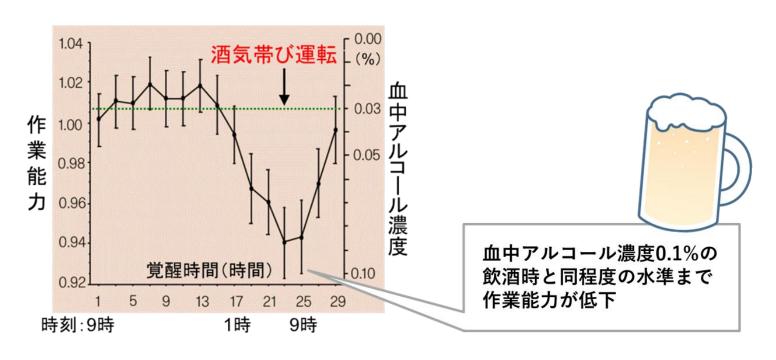
専門性を活かした効率化が進めば、より質の高い医療提供にもつながります。

# 患者さんも不安に感じているかもしれません。



我が国の医療と医師の働き方

# 睡眠時間が不足すると、作業能力が低下し、 医療事故などの危険性が高まります。



その他、勤務時間が長くなるほど ヒヤリハットを経験した割合が上昇する傾向にある というデータもあります。

### 医師の働き方改革を進めることは、

# 医師の働き方改革を進めることは

医師・患者さんの双方にとって重要なことです。

# 医師にとってのメリット

- ・勤務間インターバルの確保により 必要な休息がとれる。 (宿直明けは昼までに帰宅できる)
- ・タスクシフト/シェアの推進により、医師でなければできない仕事に集中できる



### 医師の働き方改革を進めることは、

# 医師の働き方改革を進めることは

医師・患者さんの双方にとって重要なことです。

# 患者さんにとってのメリット

医師の健康が確保されることで…

- ・さらに安心・安全な医療が受けられる
- ・質の高い医療が受けられる



# 医師の働き方の意義(まとめ)

#### 社会構造の変化への対応

経営の視点:働き手の獲得競争への対応 ※医療機関間/他業種間

- 人口減少社会において、社会を維持するためには、柔軟な働き方を可能とし、様々な制約のある方にも働 いてもらえる環境が必要(⇒子育て中の医師等の活躍機会を増やす等)
- また、少ない人員でも機能する働き方への変革が必要(⇒チーム医療の推進等)

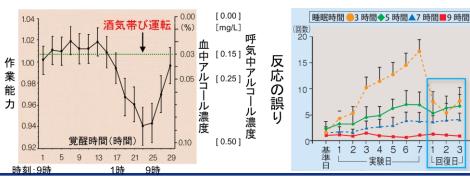
#### 安全な医療の提供のためにも

- 持続可能な医療提供体制の構築を通じ、地域医療提供の確保を。
- 医療の質と安全の確保のためにも、医師の勤務環境を改善し、休息を確保した働き方へ変わる必要がある。 (長時間労働は睡眠不足を招き、医療安全が脅かされることが確認されている。)

#### 【医療事故やヒヤリ・ハットの経験(勤務時間区分ごと)】



【睡眠と作業能力の関係(第5回検討会 高橋正也参考人報告資料より抜粋)】



Dawson & Reid. Nature 1997

Belenky et al, J Sleep Res 2003

#### 医師本人にとっても

- 医師にしかできない業務に集中することで、やりがいの向上へ
- 自分で自由に差配できる時間(自己投資時間)を増やすことで、家族時間の確保/研鑽時間の充実/研究 時間の確保等自らのキャリア志向に沿った行動を可能に。

2 3

L回復日-

医師の働き方改革(上限規制)の仕組み





### "働き方改革"に関する仕組みの概要

人口構造変化に対応した取組として、働き方改革がスタートしている。医師にも年5日以上の有給休暇取得等の適用は開始されているが、時間外労働の上限規制については医師は2024年4月からの適用開始とされている。

### 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(医療機関への適用関係)

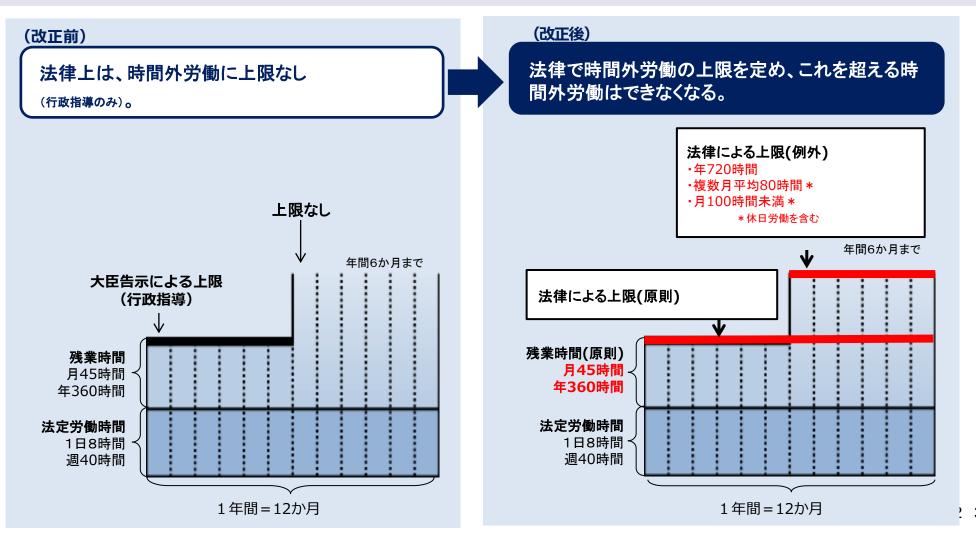
項目名	規制の概要	中小企業規模※	それ以外		
時間外労働	原則として月45時間、年360時間等とする 罰則付きの上限規制を導入する	医師を除き2020.4.1 から適用	医師を除き2019.4.1 から適用		
の上限規制	医師は2024.4.1から適用。医師は上限水準も別途定める。				
割増賃金率	月60時間を超える時間外労働に係る割増 賃金率を50%以上とする	2023.4.1から適用 (既に適用あり)			
年次有給休 暇	10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年時季指定して与えなければならない(労働者が時季指定したり計画的付与したものは除く)	2019.4.1から適用			
労働時間の 状況の把握	省令で定める方法(現認や客観的な方法) により把握をしなければならない	2019.4.1から適用			
産業医	産業医が行った労働者の健康管理等に関する勧告の内容を衛生委員会に報告しな ければならないとする等	2019.4.1から適用 (ただし、産業医の選任義務のある労働者数50 人以上の事業場)			
雇用形態に かかわらない 不合理な待 遇差の禁止	同一企業内において、正規雇用労働者と 非正規雇用労働者(パートタイム労働者、 有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基 本給や賞与などのあらゆる待遇について不 合理な待遇差を設けることを禁止	2021.4.1から適用 (派遣労働者について は2020.4.1から適用)	2020.4.1から適用		

医療業における"中小企業"の基準 ⇒企業単位でみて i)資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は ii)常時使用する労働者の数が100人以下 (なお、持分なし 医療法人や社会福祉法人等の「資本金」や「出資金」がない法人格の場合は、法人全体の常時使用する労働者の数のみで判断する)

### 時間外労働の上限規制

働き方改革関連法により、法律上の時間外労働の上限が定められた。2019年4月から順次施行されている。

- ・原則として月45時間、年360時間(限度時間)
- ・臨時的な特別な事情がある場合でも<u>年720時間</u>、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)
- ※限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。



### 医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される 医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要である。
- 地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供するタスクシフト/シェアの推進と併せて、医療機関における医師の働き方改革に取り組む必要がある。

### 現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1.860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の 医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、 記録作成なども医師が担当

C-2 (高度技能の修得研修)

### 目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮 により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、 より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

### 対策

#### 長時間労働を生む構造的な問題への取組

#### 医療施設の最適配置の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

### 医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)



#### <行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センター を通じた支援
- ・経営層の意識改革 (講習会等)
- ・医師への周知啓発

### 時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用(2024.4~) 法改正で対応

### 地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間 短縮計画の案を**作成** 

評価センターが**評価** 

都道府県知事が**指定** 

医療機関が 計画に基づく取組を**実施** 

医療機関に適用する水準		年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
Α	(一般労働者と同程度)	960時間		努力義務	
連携B	(医師を派遣する病院)	1,860時間		義務	
В	(救急医療等)	※2035年度末 を目標に終了	義務		
C-1	(臨床・専門研修)	1 060時間		<b>予</b> 定 () 力	
-	(	1,860時間			

### 医師の健康確保

#### 面接指導

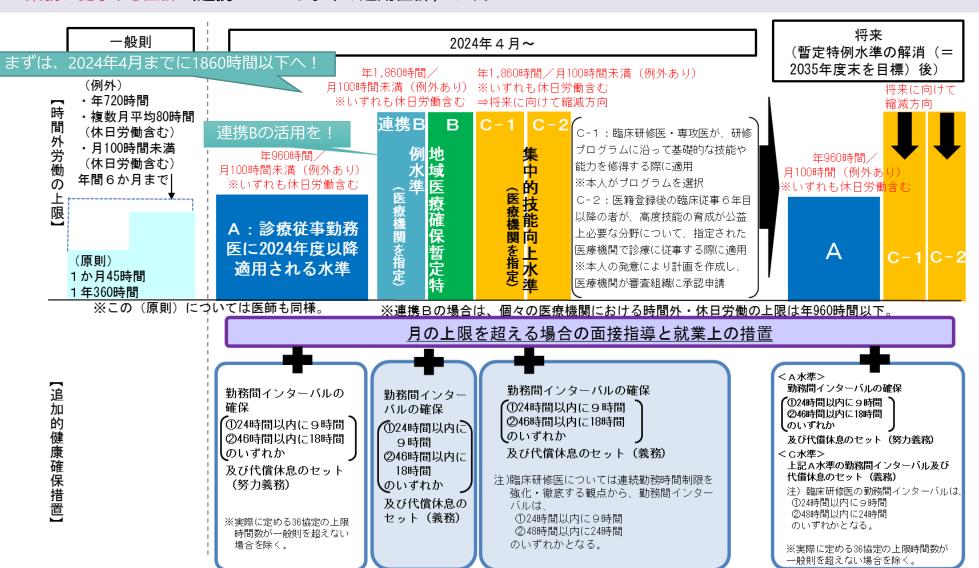
健康状態を医師がチェック

#### 休息時間の確保

連続勤務時間制限と 勤務間インターバル規制 (または代償休息)

# 2024年4月~ 医師にも時間外労働の上限規制が適用されます

2024年4月以降は、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師(連携B・B・C水準の適用医師)のみ。



## 医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置

# 2024年4月、新しい医師の働き方のルールが始まります!

地域医療を守るため の医師の労働時間の 特別ルール



長時間勤務の中でも 勤務医の健康を守る ためのルール





医師の健康を守る働き方の新ルール

# 医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置

診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、 以下のいずれかの水準が適用されます。

複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

	水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間	
都道府県の 指定手続き <u>不要</u>	A水準	(臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間	
都道府県の 指定手続き <u>必要</u>	連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算する と長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)	2035年度末の
都道府県の 指定手続き <u>必要</u>	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間	解消を目標
都道府県の 指定手続き <u>必要</u>	C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間	将来に向けて
都道府県の 指定手続き <u>必要</u>	C-2水準	高度な技能の修得のため	1,860時間	縮減方向

※月100時間未満の上限もあります(面接指導の実施による例外あり)。

# 医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置

# 勤務医の健康を守るための新ルール



医師への<mark>面接指導</mark>のルールが 新しく設けられます。





長時間勤務時にも適切な休息を確保するためのルールが設けられます。

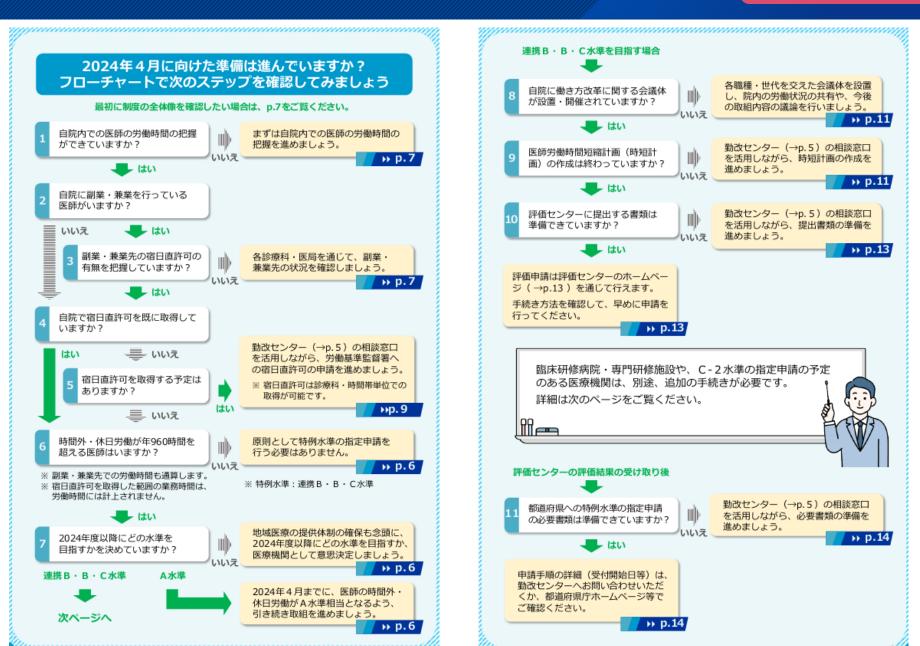


2024年4月に向けて医療機関が取り組むこと





# 「医師の働き方改革 2024年4月に向けた手続きガイド」



# 勤務実態の把握と目指す水準の決定

# ☑ 医療機関において医師の勤務実態を把握します。

### ☑ 副業・兼業について

- 医師の時間外・休日労働の上限規制は、複数医療機関に勤務する場合、労働時間を通算の上で適用されます。
  - まずは、自院での労働時間を把握します。
  - ・ 副業・兼業先の労働時間を把握します。医師からの自己申告等により把握できる体制を整えます。

# ☑ 宿日直許可の取得について

- 医師が行う宿日直の時間は労働時間ですが、労働密度が低く十分な休息をとることが可能であるとして労働基準監督署から「宿日直許可」を得ている場合、この許可の範囲の勤務は、上限規制との関係で労働時間としてカウントされません。
  - ・ 自院の宿日直許可の有無を確認し、正確な労働時間を把握します。
  - ・ 副業・兼業先の宿日直許可の有無を確認します。医師からの自己申告等により把握できる体制を整えます。

### ☑ 自己研鑽の取扱いについて

- 個々の医師が行う研鑽には、労働時間に該当するものと該当しないものがあり得ます。
  - ・ 院内の話し合いにより、研鑽が労働であるか否かについてのルールを明確化し、正確な労働時間を把握します。

# ☑ 目指す水準を設定し、必要な準備、取組を進めます。

※制度の趣旨に合った形で、実態に応じた水準を選択

2024年4月以降はΑ水準を目指す

2024年4月以降はBC水準を目指す

# <u>副業・兼業について(副業・兼業の促進に関するガイドライン)</u>

企業 (事業主、労務担当者)、労働者の皆さまへ

### 副業・兼業時の労働時間の通算のポイント

企業も労働者も安心して副業・兼業を行えるようにするためには、**副業・兼業を行うことで、長時間労働にならないようにする必要があります。** そのためには、企業は、自社の労働時間を、副業・兼業先の労働時間と通算するなど適切な労務管理を行うことが大切です。

#### 労働時間の通算とは

- ロ 使用者は、労働者の自己申告などで、副業・兼業先での労働時間を把握し、 自社での労働時間と足し合わせます。
- □ 副業・兼業先での労働時間を自社での労働時間と合わせた結果、自社での労働が、1週40時間または1日8時間を超える法定外労働に当たる場合、36協定の締結、届出、時間外労働に対する割増賃金の支払いが必要になります。
- □ さらに、自社と副業・兼業先での法定外労働の時間と休日労働の時間を合わせて、**単月100時間未満、複数月平均80時間以内**とする必要があります。

#### 留意点

ロ使用者の方へ・・・

副業・兼業に伴う労務管理を適切に行うため、**届出制など副業・兼業の有無・** 内容を確認するための仕組みを設けておきましよう。

ロ労働者の方へ・・・

使用者が適切な労務管理を行えるよう、**ご自身でも勤務先の各企業での労働時間を把握し、それぞれの使用者に報告する**ようにしましょう。



詳細は「副業・兼業の促進に関するガイドライン」へ

副業 ガイドライン





#### 労働時間通算の原則的な手順

#### ステップ①:所定労働時間の通算

- 所定労働時間は、契約の先後の順に通算します。
  - ■使用者A⇒先契約、使用者B⇒後契約とした事例の場合

所定労働時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
<b>通算順①:</b> 使用者A	5時間	5 時間		5時間	5時間
<b>通算順②:</b> 使用者B	4時間	2 時間	4 時間	2 時間	4時間
所定労働時間の通算	9 時間	7時間	4 時間	7時間	9 時間

⇒ 通算の結果、月曜、金曜で、使用者Bの所定労働時間のうち1時間が法定労働時間 (1日8時間) を超えており、法定外労働に該当します。

#### ステップ②:所定外労働時間の通算

- 所定外労働時間は、実際に所定外労働が行われた順に通算します。
  - ■ステップ①の事例で、使用者A⇒先労働、使用者B⇒後労働とし、労働者の実際の 労働時間が以下の場合

231805-3180/2 2/(1-2 2/08					
所定労働時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
通算後の所定労働時間 (⑦)	9 時間	7時間	4時間	7時間	9時間
所定外労働時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
<b>通算順③:</b> 使用者 A		1時間		2時間	
<b>通算順④:</b> 使用者 B		1時間			
1日の労働時間の通算 (⑦+③+④)	9 時間	9 時間	4 時間	9 時間	9 時間
法定外労働時間	1時間	1時間		1時間	1時間

⇒ 通算の結果、火曜では、使用者Bの所定外労働1時間が、木曜では使用者Aの所定外 労働のうち1時間が、それぞれ法定労働時間(1日8時間)を超えた労働に当たり、 法定外労働に該当します。

※所定労働時間 …事業場で定められた労働時間であり、法定労働時間とは異なる場合があります。
※所定外労働時間 …所定労働時間を超えて働いた時間であり、法定労働時間をある1週40時間、1日8時間を設定を設定される。
を超えるまでは法律ト、36協定の締結、届出や、割増賃金の支払いの義務は発生しません。

ご不明な点やご質問など お問い合わせは 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局や労働基準監督署まで

https://:www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/



都道府県労働局

# 複数医療機関に勤務する医師における労働時間管理方法(例)

あらかじめ副業・兼業先とそれぞれの労働時間の上限を決めておくことで、副業・兼業時の労務管理における労使双方の手続上の負荷を軽くすることができます(管理モデル)。

# 複数医療機関に勤務する医師における労働時間管理方法(例)

副業・兼業には、**主たる勤務先からの派遣によるものと医師個人の希望に基づくもの**がある。

- ① 主たる勤務先(主に大学病院を想定)は<u>派遣先における勤務</u>を含めて、時間外・休日労働の上限、連続勤務時間制限、 勤務間インターバルを遵守できるようなシフトを組むとともに、主たる勤務先・派遣先・個人の希望に基づく副業・兼業先でのそれ ぞれの労働時間の上限(通算して時間外・休日労働の上限規制の範囲内)を医師との話し合い等により設定しておく。
- ② **医師個人の希望に基づく副業・兼業**については、上記のシフト・上限を前提に連続勤務時間制限、勤務間インターバルを遵守できるように副業・兼業先の勤務予定を入れ、自己申告する。
- ※ ①・②のシフト・予定は、主たる勤務先及び副業・兼業先で突発的な業務が発生しても、あらかじめ上限規制の範囲内で設定した労働時間の上限を遵守できるよう、ゆとりをもって設定する。
- ③ 副業・兼業先で突発的な業務の発生等により予定していた時間より長く勤務してしまった場合には、適切な面接指導の実施、 代償休息の付与等の観点から、随時、自己申告する。
- ④ ただし、あらかじめ設定した上限の範囲内で労働している場合であって、
  - ・ (B・連携B・C水準適用で毎月面接指導が組み込まれている医師については) 代償休息が発生しない場合
  - ・ それ以外の医師については、代償休息が発生しない、かつ、月の時間外・休日労働が100時間以上になるおそれがない場合には、翌月に1か月分まとめての自己申告でもよい。

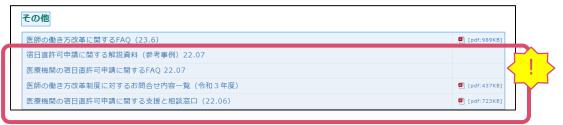
# 宿日直許可について

詳細は別途の解説動画や「医師の働き方改革 2024年4月に向けた手続きガイド」を参考にしましょう。

#### <宿日直許可に関する説明資料等>







く医師の働き方改革 2024年4月に向けた手続きガイド より>

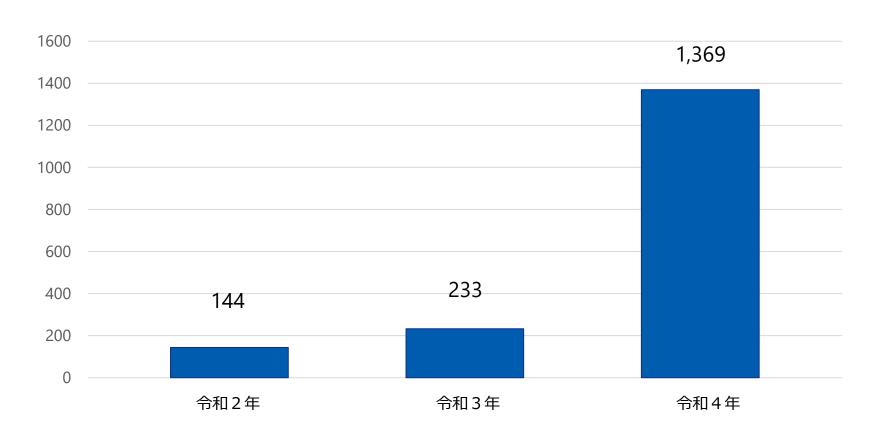


# 労働基準監督署における医師の宿日直許可の許可件数の推移(全国)

### <医師の宿日直許可の許可件数(年別)(全国)>

	令和2年	令和3年	令和4年
許可件数	144件	233件	1,369件

# <医師の宿日直許可の許可件数(年別)(全国)>



# 医療機関から見た宿日直許可に向けた取組フロー(イメージ)

①申請書類の確認・準備

②監督署への相談

申請

③監督署による実地調査

許可

### ①主な対応

- □ 宿日直許可申請に必要な書類 を確認します。
- □ 書類を揃えるために必要な宿 日直の実態を把握します。

(ex. 宿日直中に従事する業務内容や業務内容でとの対応時間など)

- □ 医療機関の宿日直の実態から、 どのような宿日直許可を取得する か検討します
- (ex. 一部の時間帯か全部の時間帯か、一部の診療科か全部の診療科か など)
- □ 許可申請書を記載し、必要な 添付書類を揃えます。

#### ※事前の連絡(アポ)はなくても問題あ ②主な対応 りませんが、あった方がスムーズです。

- □ 監督署に連絡の上で(※)申請 書類を持参し、申請内容や宿日直の 実態等を説明します。
  - (ex. 医療機関の概要、許可申請書や添付書類の内容について説明します。)

#### ※ケースに応じて

- □ 監督署が申請書類を確認後、許可を行うために、追加資料の提出を 求めることもありますので、必要な 対応を検討します。
- □ 監督署が宿日直の実態を踏まえて、許可を行うために、医療機関に助言を行うことがありますので、助言を受けた対応も検討します。

### ③主な対応

- □ 監督署から連絡があります ので、実地調査の日程を調整 します。
- □ 実地調査に対応します。 (ex. 提出した書面だけでは確認できなかった点に関するヒアリング、宿日直許可の対象となる医師等からのヒアリング、仮眠スペースの確認などが実施されることがあります。)

※このタイミングで個別の助言がある場合も あります。

### ④主な対応

□ 監督署から許可 証を交付する旨の連 絡がありますので、 日程を調整の上で受 け取りにいきます。



- ※①は**監督署に随時相談しながら進めるとスムーズ**になることが考えられます。
- ※①~③を通じて、各都道府県の医療勤務環境改善支援センターにも相談しながら進めるとスムーズになることが考えられます。
- ※申請から許可(不許可)までの期間は、申請関係書類の不備の有無、実地調査の日程調整の状況、追加の確認事項の有無など、個別の事情によって 異なります。**時間的余裕を持った事前の相談及び申請を心掛けてください**。

# 勤改センターによる宿日直許可申請に関する支援

各都道府県の勤改センターで医療機関の宿日直許可申請の支援を行っています。

### 勤改センターとは

- ◇ 医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)は、**医療機関の勤務環境改善に関して総合的・専門的な支援を行う体制**として、**各都道 府県が設置**しています(改正医療法(平成26年10月施行)に基づき、平成29年3月末時点で全都道府県に設置)。
- ◇ <u>都道府県が直接運営</u>しているセンターのほか、**県医師会や病院協会等の医療関係団体、社会保険労務士会等の団体が委託を受けて運 営している**場合があります。
- ◇ 勤改センターには、医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士等)や、医業経営アドバイザー(医業経営コンサルタント等)が配置され、 連携しながら医療機関の勤務環境改善や医師の働き方改革の取組を支援しています。

### 勤改センターが行う宿日直許可に関する支援(例)

### 相談支援

- ◆ 医療機関向けのセミナーの開催
- ◆ 宿日直許可制度や申請手続きに関する説明、助言 等
- ◆ 医療機関**訪問による個別支援** (医療機関の状況を踏まえた申請方法、申請書類の準備に関する助言等)

### 労働局への照会

◆ 医療機関からの希望に応じて、照会したい事項を都道府県労働局監督課(労働基準監督署)へ個別照会

### (匿名による相談も可能)



### 許可申請時の支援

- ◆ 医療機関からの希望に応じて、宿日直 許可の申請を行うに当たって同席する。
- ⇒ 監督署の担当官からの説明、質問等 をともに聞き、内容等を医療機関にわかり やすく伝える など

# 医療機関の宿日直許可申請に関する相談を受け付ける窓口の設置

- ◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置
- ◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答
- ※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、 厚生労働省本省経由で医療勤務環境改善支援センター(医療労務管理アドバイザー)が必要な支援を実施

	令和 5 年 (※ 4 月末日時点)
累積 相談件数	311件

(注) 相談件数のうち、104件が労働基準監督署への取次依頼。うち48件が許可につながっている(4月末時点)。

# 宿日直許可の申請を検討している 医療機関(病院・診療所)



### (相談する医療機関のイメージ)

- ・ 労働基準監督署に相談することに対して不安や ためらいがあるので、実際に相談する前に、監督署 への相談についてざっくばらんに聞きたい。
- ・ 地域の医療勤務環境改善支援センターや、労働 基準監督署に相談しているが、相談内容について、 厚生労働省本省の専門家にも相談してみたい。

など

### 宿日直許可申請に 関する相談



### 厚生労働省本省

(宿日直許可申請に関する相談窓口)

※ 労働基準監督署に相談したい内容を確認。相談者の意向を踏まえて、必要な支援を実施。

現地での具体的な支援が有効な相談等

訪問支援等を実施

支援

申請・相談

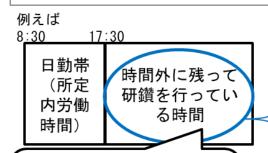
# 医療勤務環境改善支援センター

(相談した医療機関の所在地を担当)

※日頃から、医療機関の勤務環境改善に関する相談に 応じ、必要な支援を実施(都道府県ごとに設置)

労働基準監督署

研鑽が労働時間に該当するかどうかについては「使用者の指揮命令下に置かれているかどうか」により判断することとなる。現場における医師の研鑽の労働時間管理の取扱いについて、その考え方と、適切に取り扱うための手続を通達で示している。



- 医師の研鑽については、医学は高度に専門的であることに加え、日進月歩の技術革新がなされており、そのような中、個々の医師が行う研鑚が労働であるか否かについては、当該医師の経験、業務、当該医療機関が当該医師に求める医療提供の水準等を踏まえて、現場における判断としては、当該医師の上司がどの範囲を現在の業務上必須と考え指示を行うかによらざるを得ない。
  - ※所定労働時間内において勤務場所で研鑽を行う場合は、当然に労働時間となる。
- □ 労働に該当する範囲を医師本人、上司、使用者が明確に認識し得るよう、基本となる 考え方を示すとともに、労働に該当するかどうかの判断を明確化するための手続等を 示す。

#### 様々な実態

- 診療ガイドライン等の勉強
- 勉強会の準備、論文執筆
- 上司等の診療や手術の見 学・手伝い

研鑚の類型	考え方・手続
診療ガイドライ ンや新しい治療 法等の勉強	・ 業務上必須ではない行為を、自由な意思に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による 指示なく行う時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しないと考えられる。 ・ ただし、診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠なものは、労働時間に該当する。
学会・院内勉強 会等への参加や 準備、専門医の 取得・更新にか かる講習会受講 等	<ul> <li>左記の研鑽が奨励されている等の事情があっても、業務上必須ではない行為を自由な意思に基づき、所定労働時間外に自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しないと考えられる。</li> <li>ただし、研鑽の不実施について就業規則上の制裁等の不利益が課されているため、その実施を余儀なくされている場合や、研鑽が業務上必須である場合、業務上必須でなくとも上司が明示・黙示の指示をしている場合は、労働時間に該当する。</li> </ul>
当直シフト外で 時間外に待機し、 手術・措置等の 見学を行うこと	<ul> <li>業務上必須でない見学を、自由な意思に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う場合、当該見学やそのための待機時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しないと考えられる。</li> <li>ただし、見学中に診療を行った場合については、当該診療を行った時間は、労働時間に該当すると考えられ、また、見学中に診療を行うことが慣習化、常態化している場合については、見学の時間全てが労働時間に該当する。</li> </ul>

### <u>必要な手続等</u>

- □ 研鑚を行うことに ついての医師の申 出と上司による確 認(その記録)
- □ 通常勤務と明確に 切り分ける(突発 的な場合を除き診 療等を指示しない、 服装等外形的に見 分けられる措置)
- □ 医療機関ごとに取 扱いを明確化して 書面等に示し、院 内職員に周知する

# 【取組事例】 労働時間該当性の取扱いの明確化

自己研鑽など労働時間に該当するものとしないものを明確化し、院内で周知

労働時	間に該当するもの	労働時間	間に該当しないもの
A 診療に関するもの		A 休憩	・休息
1	病棟回診	1	食事
2	予定手術の延長、緊急手術	2	睡眠
3	チャーティング	3	外出
4	サマリー作成	4	インターネットの閲覧
5	外来の準備	B 自己码	开鑽
6	オーダーチェック	1	自己学習
7	診療上必要不可欠な情報収集	2	症例見学
B 会議	・打合せ	3	参加任意の勉強会・カンファレンス
1	必須出席者である会議・委員会	C 研究	・講演その他
2	参加必須の勉強会・カンファレンス	1	上長の命令に基づかない学会発表の準備
C 研究	・講演その他	2	上長の命令に基づかない外部講演等の準備
1	上長の命令に基づく学会発表の準備	3	上長の命令に基づかない研究活動・論文執筆
2	上長の命令に基づく外部講演等の準備	(※) 聖記	洛加国際病院の事例を元に、厚生労働省医政局において作成
3	上長の命令に基づく研究活動・論文執筆		

#### 勤務時間・時間外業務の明確化

#### <u>勤怠管理システム導入と時間外業務の定義</u>を行い、勤務実態を適 正に把握した。

- 2002年より、出入口でカードをかざして打刻する機器を設置した。
- 長時間労働の短縮に向けて、まずは何が時間外業務かを明確化 した。その上で、時間外業務が多い診療科を把握し、<u>効果的な時</u>間外業務の縮減策を検討した

#### 勤怠管理システムの運用の適正化を行った。

- 勤怠管理システムを導入したものの運用はルーズだったため、「原則、申請は翌日中にすること」、「残務の事由を具体的に記載すること」といった適正な運用となる工夫・改善を重ねていった。
- 厳しい運用ではあるが、病院長が決定した方針として周知しており、 反発は起きていない。
- 時間外業務を行った際に必要な記載方法について、毎月、人事か 6発信している。
- 理由の未記載・時間外業務に該当しない業務を理由として記載等の場合は、**所属長や本人に連絡**をする。
- 時間外に診察した場合は患者IDを入力する
  こととしており、複数のIDを記載することもある。回診等の場合は代表の患者IDのみの記入でよいとしている。

#### <時間外業務に該当するもの>

#### 診療に関するもの

診察、検査、治療、手術、処置、病棟回診

カルテ記載、サマリー記載

紹介状の返事、診断書等文書作成

保険請求業務

患者、家族等への症状説明

診療上必要不可欠な情報収集

#### 会議·打合せ

必須出席者である会議、委員会

参加必須の勉強会、カンファレンス

#### **<時間外業務に該当しないもの>**

手術、治療、観察のための待機時間

食事、仮眠時間、休息、インターネット閲覧

#### 自己研鑽

自己学習、インターネットの閲覧、症例見学

参加任意の勉強会、カンファレンス (業務 ト必要と主任部長が判断したものは除く)

#### 研究、講演、その他

研究会、抄読会

学会資料、スライド作成、インターネットの閲覧

研究活動 (研究時間)、論文執筆

#### 労働時間の考え方の定義

#### 時間外労働の院内基準を作成し、定期的な案内も実施 している。

- 「原則として労働時間に該当しないもの」として、厚生労働省労働基準局長の通知にある「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」を参考に自院としての基準を作成し、周知を行った。
- ・ ①上司の指示がないこと、②自由な意思に基づき実施 していること、③業務上必須ではないことの3つの条件が 満たされている場合は自己研鑽とする。
- ・まずは院内規定を作成し、医師に理解してもらうことが重要と考え、医師への説明等を早期に実施した。
- 月に2回、院内メールを利用し、事務から医師へ時間外 の考え方について案内を実施している。
- ・院内メール送付時には、研修医に対する時間外労働の 申請についても説明し、理解促進に取り組んでいる。

#### <原則、時間外労働に該当しないもの>

休憩、休息	自己研鑽
食事	自己学習
睡眠	手術、処置等の手技向上のための症
外出	例見学(行為に参加した場合は労 働時間)
インターネット 閲覧	参加任意の勉強会、カンファレンス

#### 研究、講演その他

上司の命令に基づかない学会発表の準備

上司の命令に基づかない外部講演等の準備

ト司の命令に基づかない研究活動・論文執筆

博士の学位を取得するための研究及び論文作成

専門医を取得するための症例研究や論文作成 (病院の命によるものを除く)

#### 時間外労働と自己研鑽の区別

#### 時間外労働と自己研鑽の明確な区別を行った。

• カンファレンスは、<u>指導する上級医は時間外勤務としない</u>こととする等、<u>区分を明</u>確に定義した。

#### <通常の時間外労働と自己研鑽との区分例>

通常の時間外労働に含まれる業務	自己研鑽				
<ul><li>院長による業務指示のあった業務</li><li>主治医として、回診、カルテ記載等の患者に資する業務</li><li>主治医でなくとも、上長の指示のもと、患者の処置や手術に関わる業務</li><li>その他の業務命令に基づく業務等</li></ul>	<ul><li>自己啓発</li><li>学会準備</li><li>カンファレンス(指導される側)</li><li>その他、自主性に基づく知識・技能の習得に資する活動等</li></ul>				



000000.........

2023年3月に公表しています。 ご参照ください。 A水準の医療機関の取組





# 医師労働時間短縮計画の作成について

年間の時間外・休日労働がA水準(960時間)超の医師が所属する医療機関が作成します。

### 連携B・B・C水準の指定を目指す医療機関

令和6年度以降の計画の案

計画期間

\*取組実績と令和6年度以降の取組目標を記載の作成が必要

令和6年度以降の計画の場合

·計画始期:令和6年4月1日

・計画終期:始期から5年を超えない範囲内で任意の日

※医療勤務環境改善支援センターによる支援も活用

### 現に、A水準超の医師が所属する医療機関(指定を受ける予定がなくとも)

令和5年度末までの計画の作成に努める(努力義務)

計画期間

\*2022年2月1日施行

令和5年度末までの計画の場合

・計画始期:任意の日

計画終期:令和6年3月末日

なお、できる限り早期に労働時間短縮に向けた取組に着手 するため、計画始期についてはできる限り早期が望ましい。

※医療勤務環境改善支援センターによる支援も活用

①評価依頼

②評価結果 通知

②評価結果 通知・助言等 務環境 評価

③ (必要に応じ) 有用な情報の提供、助言等

④時短計画の案を添えてBC水準の 指定申請(指定後計画を策定)

> ①時短計画の提出 (※提出は任意)

② (必要に応じ) 有用な情報の提供、助言等 都道府県

都道府県

# 診療報酬上の加算と医師労働時間短縮計画

# 地域医療体制確保加算の見直し

地域医療の確保を図り、医師の働き方改革を実効的に進める観点から、地域医療体制確保加算について対象となる医療機関を追加するとともに、医師労働時間短縮計画の作成を要件に追加し、評価を見直す。

### 現行

【地域医療体制確保加算】

地域医療体制確保加算

520点

### [施設基準]

「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。

救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救 急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で 2,000件以上であること。

### 改定後

【地域医療体制確保加算】

地域医療体制確保加算

620点

### [施設基準]

「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮 計画」を作成すること。



### 以下のアからウまでのいずれかを満たしていること。

- ア 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で2,000件以上であること。
- イ 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上であり、かつ、区分番号「A237」ハイリスク分娩等管理加算(ハイリスク分娩管理加算に限る。)若しくは区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料又は区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料若しくは区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- ウ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」(平成29年3 月31日医政地発0331第3号)に規定する総合周産期母子医療センター又 は地域周産期母子医療センターのいずれかであること。

# 医師労働時間短縮計画(ひな型)

### 医師労働時間短縮計画作成ガイドラインや、編集可能なひな型・作成例・取組例集は「いきサポ」に掲載

医師労働時間短縮計画(ひな型)

計画期間	
対象医師	

#### 1. 労働時間と組織管理(共通記載事項)

#### (1) 労働時間数

- 〇年間の時間外・休日労働時間数の平均
- ○年間の時間外・休日労働時間数の最長
- ○年間の時間外・休日労働時間数 960 時間超~1,860 時間の人数・割合
- ○年間の時間外・休日労働時間数 1,860 時間超の人数・割合

#### (2) 労務管理・健康管理

- 〇労働時間管理方法
- 〇宿日直許可の有無を踏まえた時間管理
- 〇医師の研鑚の労働時間該当性を明確化するための手続等
- 〇労使の話し合い、36協定の締結
- ○衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制
- 〇追加的健康確保措置の実施

### (3)意識改革・啓発

#### (4)策定プロセス

※上記(1)から(4)の項目ごとに「前年度の取組実績」「当年度の取組目標」 「計画期間中の取組目標」を記載する。((4)策定プロセスは除く。)

#### 2. 労働時間短縮に向けた取組(項目ごとに任意の取組を記載)

以下の項目ごとに、最低1つの取組を記載。

#### (1) タスク・シフト/シェア

例:・職種に関わりなく特に推進するもの

・職種毎に推進するもの

#### (2) 医師の業務の見直し

例:・外来業務の見直し

- ・宿日直の体制や分担の見直し
- ・オンコール体制の見直し
- ・主治医制の見直し

#### (3) その他の勤務環境改善

例:・ICTその他の設備投資

- ・出産・子育て・介護など、仕事と家庭の両立支援
- 更なるチーム医療の推進

#### (4) 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理

例:・副業・兼業先の労働時間も踏まえた勤務シフトの管理

- ・副業・兼業先との勤務シフトの調整
- ・副業・兼業先への医師労働時間短縮の協力要請

#### (5) C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化

例:・教育カンファレンスや回診の効率化

- ・効果的な学習教材・機材の提供による学習環境の充実
- ・個々の医師に応じた研修目標の設定とこれに沿った研修計画の作成

※上記(1)から(5)の項目ごとに「計画策定時点での取組実績」「計画 期間中の取組目標」を記載する。

# 【参考①】医師労働時間短縮計画(作成例)

# (1) タスク・シフト/シェア

# 【看護師】

計画策定時点での取組実績	特になし
計画期間中の取組目標	特定行為研修を受講する看護師を○名以上に増加させる

# 【医師事務作業補助者】

計画策定時点での取組実績	医師事務作業補助者○人体制で医師の具体的指示の下、診療録 等の代行入力を行う
計画期間中の取組目標	医師事務作業補助者○人体制に増員し医師の具体的指示の下、 診療録等の代行入力を行う

# 【参考】現行制度の下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト/シェアが可能な業務の具体例(1)

【職種ごとにタスク・シフト/シェアを進めることが可能な業務】

現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について (令和3年9月30日付け医政発0930第16号厚生労働省医政局長通知)

#### 看護師

- ① 特定行為(38行為21区分)の実施
- ② 事前に取り決めたプロトコール(※)に基づく薬剤の投与、採 血・検査の実施
- ③ 救急外来における医師の事前の指示や事前に取り決めたプロトコールに基づく採血・検査の実施
- ④ 血管造影・画像下治療(IVR)の介助
- ⑤ 注射、採血、静脈路の確保等
- ⑥ カテーテルの留置、抜去等の各種処置行為
- ⑦ 診察前の情報収集

#### 助産師

院内助産
 助産師外来

#### 薬剤師

- ① 周術期における薬学的管理等
- ② 病棟等における薬学的管理等
- ③ 事前に取り決めたプロトコールに沿って行う処方された薬剤の投 与量の変更等
- ④ 薬物療法に関する説明等
- ⑤ 医師への処方提案等の処方支援
- ⑥ 糖尿病患者等における自己注射や自己血糖測定等の実技指導

#### 診療放射線技師

- ① 撮影部位の確認・検査オーダーの代行入力等
- ② 画像誘導放射線治療(IGRT)における画像の一次照合等
- ③ 放射線造影検査時の造影剤の投与、投与後の抜針・止血等
- ④ 血管造影・画像下治療(IVR)における補助行為
- ⑤ 病院又は診療所以外の場所での医師が診察した患者に対するエックス線の照射
- ⑥ 放射線検査等に関する説明、同意書の受領
- ⑦ 放射線管理区域内での患者誘導
- ⑧ 医療放射線安全管理責任者

### 臨床検査技師

- ① 心臓・血管カテーテル検査、治療における直接侵襲を伴わない検査装置の操作
- ② 負荷心電図検査等における生体情報モニターの血圧や酸素飽和度などの確認
- ③ 持続陽圧呼吸療法導入の際の陽圧の適正域の測定
- ④ 生理学的検査を実施する際の口腔内からの喀痰等の吸引
- ⑤ 検査にかかる薬剤を準備して、患者に服用してもらう行為
- ⑥ 病棟・外来における採血業務
- ⑦ 血液製剤の洗浄・分割、血液細胞(幹細胞等)・胚細胞に関する操作
- ⑧ 輸血に関する定型的な事項や補足的な説明と同意書の受領
- ⑨ 救急救命処置の場における補助行為の実施
- ⑩ 細胞診や超音波検査等の検査所見の記載
- (1) 生検材料標本、特殊染色標本、免疫染色標本等の所見の報告書の作成
- ② 病理診断における手術検体等の切り出し
- ③ 画像解析システムの操作等
- 14 病理解剖

#### 臨床工学技士

- ① 心臓・血管カテーテル検査・治療時に使用する生命維持管理装置の操作
- ② 人工呼吸器の設定変更
- ③ 人工呼吸器装着中の患者に対する動脈留置カテーテルからの採血
- ④ 人工呼吸器装着中の患者に対する喀痰等の吸引
- ⑤ 人工心肺を施行中の患者の血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更
- ⑥ 血液浄化装置を操作して行う血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更
- ⑦ 血液浄化装置のバスキュラーアクセスへの接続を安全かつ適切に実施する上で必要となる超音波診断装置によるバスキュラーアクセスの血管径や流量等の確認
- ⑧ 全身麻酔装置の操作
- ⑨ 麻酔中にモニターに表示されるバイタルサインの確認、麻酔記録の記入
- ⑩ 全身麻酔装置の使用前準備、気管挿管や術中麻酔に使用する薬剤の準備
- ⑪ 手術室や病棟等における医療機器の管理
- ② 各種手術等において術者に器材や医療材料を手渡す行為
- ③ 生命維持管理装置を装着中の患者の移送

# 【参考】現行制度の下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト/シェ アが可能な業務の具体例(2)

【職種ごとにタスク・シフト/シェアを進めることが可能な業務】

#### 理学療法士

① リハビリテーションに関する各種書類の記載・説明・書類交付 作業療法十

### に関するを活動物の割割 説明 事物が

- ① リハビリテーションに関する各種書類の記載・説明・書類交付
- ② 作業療法を実施するに当たっての運動、感覚、高次脳機能(認知機能を含む)、ADL等の評価等

#### 言語聴覚士

- ① リハビリテーションに関する各種書類の記載・説明・書類交付
- ② 侵襲性を伴わない嚥下検査
- ③ 嚥下訓練・摂食機能療法における患者の嚥下状態等に応じた食物形態等の選択
- ④ 高次脳機能障害、失語症、言語発達障害、発達障害等の評価に必要な臨床心理・神経心理学検査種目の実施等

### 視能訓練士

- ① 白内障及び屈折矯正手術に使用する手術装置への検査データ等の入力
- ② 視機能検査に関する検査結果の報告書の記載

### 義肢装具士

- ① 義肢装具の採型・身体へ適合のために行う糖尿病患者等の足趾の爪切等
- ② 装具を用いた足部潰瘍の免荷
- ③ 切断者への断端管理に関する指導

### 救急救命士

- ① 病院救急車による患者搬送の際の患者観察
- ② 救急外来等での診療経過の記録
- ③ 救急外来での救急患者受け入れ要請の電話対応

【その他職種にかかわらずタスク・シフト/シェアを進めることが可能な業務】

- ① 診療録等の代行入力(電子カルテへの医療記録の代行入力、臨床写真など画像の取り込み、カンファレンス記録や回診記録の記載、手術記録の記載、各種サマリーの修正、各種検査オーダーの代行入力)
- ② 各種書類の記載(医師が最終的に確認または署名(電子署名を含む。)することを条件に、損保会社等に提出する診断書、介護保険主治医意見書 等の書類、紹介状の返書、診療報酬等の算定に係る書類等を記載する業務)
- ③ 医師が診察をする前に、医療機関の定めた定型の問診票等を用いて、診察する医師以外の者が患者の病歴や症状などを聴取する業務
- ④ 日常的に行われる検査に関する定型的な説明、同意書の受領(日常的に行われる検査について、医療機関の定めた定型的な説明を行う、又は説明の動画を閲覧してもらった上で、患者又はその家族から検査への同意書を受領)
- ⑤ 入院時のオリエンテーション(医師等から入院に関する医学的な説明を受けた後の患者又はその家族等に対し、療養上の規則等の入院時の案内を 行い、入院誓約書等の同意書を受領)
- ⑥ 院内での患者移送・誘導
- ⑦ 症例実績や各種臨床データの整理、研究申請書の準備、カンファレンスの準備、医師の当直表の作成等の業務

# 【参考②】医師労働時間短縮計画(作成例/取組事例集)

# (2) 医師の業務の見直し

# 【作成例】

計画策定時点での取組実績	特になし
計画期間中の取組目標	診療科ごとの体制ではなく、交代で1日当直当たり2人体制とし、 宿日直しない診療科はオンコール体制とする

### 【取組事例集】

- ・診療科ごとの体制ではなく、交代で1日当直当たり2人体制とし、宿日直しない診療科はオンコール体制とする
- ・宿日直を担う医師の範囲の拡大(短時間勤務医師や中堅以上医師の参画)
- ・当直明けの勤務負担の軽減
- ・外来の機能分化(紹介・逆紹介の活性化)
- ・複数主治医制の導入
- ・主治医チーム制の導入
- ・病院総合医の配置
- ・カンファレンスの勤務時間内実施や所要時間の短縮
- ・当直帯の申し送り時間帯を設定
- ・病状説明の勤務時間内実施と患者・家族への周知徹底
- ・クリティカルパスの作成等による業務の標準化
- ・研修医の学習環境の向上(経験の見える化による効果的な業務配分等)

# 【参考③】医師労働時間短縮計画(作成例/取組事例集)

# (3) その他の勤務環境改善

# 【作成例】

計画策定時点での取組実績	特になし(未導入)
計画期間中の取組目標	音声入力システムを導入してカルテの一部を自動作成する

### 【取組事例集】

- ・音声入力システムを導入してカルテの一部を自動作成
- ・スマートフォン等からの電子カルテ閲覧及び入力システム導入
- ・Web 会議 システム、院内グループウェアの活用
- ・副業・兼業先の労働時間も踏まえた勤怠管理システムの導入
- ・医師が短時間勤務等を希望した場合に受け入れ、活用できる環境がある
- ・子育て世代の医師が働きやすい環境を整備(短時間勤務、時差出勤、変形労働時間制の導入、宿日直の免除等)
- ・院内保育・病児保育・学童保育・介護サービスの整備や利用料補助等
- ・地域の病院間での機能分化(救急の輪番制の導入等)
- ・診療所の開所日・時間拡大による救急対応の分散
- ・開業医による病院外来支援
- ・病院診療所間の双方向の診療支援
- ・介護、福祉の関係職種との連携等
- ・患者相談窓口の設置(クレームを受けた場合のサポート体制の充実)

# 医師労働時間短縮計画(趣旨・目的)

詳細は、医師労働時間短縮計画作成ガイドライン(医師の働き方改革の推進に関する検討会資料。「いきサポ」掲載。)参照

### 計画の必要性

- **令和6(2024)年4月の医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始**及び**令和17年(2035)年度末の連携B・B水準の廃止目標**に向けて、医師の健康確保と地域医療提供体制の確保を両立しつつ、各医療機関における医師の労働時間の短縮を計画的に進めて行く必要がある。
- 医師の労働時間の短縮を計画的に進めていく上では、医療機関として、まずは医師労働時間短縮計画を作成し、同計画に沿って、医療機関の管理者のリーダーシップの下、医療機関全体として医師の働き方改革を進めていくことが重要である。
- 医師の長時間労働の背景には、個々の医療機関における業務・組織のマネジメントの課題のみならず、医師の 需給や偏在、医師の養成の在り方、地域医療提供体制における機能分化・連携が不十分な地域の存在、医療・ 介護連携や国民の医療のかかり方等における様々な課題が絡み合って存在。その中での<u>医療機関の役割と取組</u> **を明確にし、医療機関内でできることは最大限取り組んでいくという観点**からも、計画の作成が不可欠。

### 計画の概要

- 計画は、医師の労働時間を短縮していくために、医療機関内で取り組む事項について作成し、PDCAサイクルによる労働時間短縮の取組を進めていくためのもの。
- 計画の作成に当たっては、医療法第30条の19に基づく「医療勤務環境改善マネジメントシステム」として、
   各職種(特に医師)が参加して検討を行う等の手順が想定されている。計画について、PDCAサイクルが実効的に回る仕組みを医療機関内で構築していくこともあわせて求められている。
- 計画には、①労働時間の短縮に関する目標及び②実績並びに③労働時間短縮に向けた取組状況を記載し、これに基づきPDCAサイクルの中で、毎年自己評価を行うこととする。

# 勤務環境改善マネジメントシステムの流れ

医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き(改訂版)

医師の「働き方改革」へ向けた医療勤務環境改善マネジ メントシステム導入の手引き より

# 各医療機関の取組

ステップ **1** 方針表明

トップによる取組の方針を周知

ステップ 2 体制整備

多職種による継続的な体制

ステップ 3 現状分析

客観的な分析により課題を明確化

ステップ 4 目標設定

ミッション・ビジョン・現状から、目標設定

ステップ 5 計画策定

目標達成のための実施事項を決定

ステップ 6 取組の実施

1つ1つ着実で継続的な実践

ステップ7 評価・改善

成果を測定し、次のサイクルにつなげる

ホイントの

### •取組開始の初期では小さな成功を積み重ねる

勤務環境改善は継続することが重要ですが、最初から達成困難な目標を掲げた場合には職員のモチベーションが低下し、取組みが止まってしまう可能性があります。まずは達成し易いものから取組みを開始しましょう

ポイン

### 自医療機関にとって必要なステップのみを参考にする

ステップ1から取組む必要はなく、自医療機関で改善を進めて行く上で改善が必要なステップを参考にしてください

経営トップによる積極的な関与が

### ■ステップ1:方針表明

- ・組織的な取組であることの周知
- ・具体的な問題解決につながるという「期待感」の醸成
- ・さまざまな手段を用いて、繰り返し伝える

### ■ステップ2:体制整備

- ・自機関の状況にあった体制づくり
- <u>・さまざまな職種や属性による多様なチーム・</u> メンバー構成が効果的
- ・医療機関内でのチームの位置づけを明確に し、医療スタッフに周知を

### **■ステップ3:現状分析**

- ・既存の定量データを活用し、客観的な分析 で冷静に現状を見つめる
- ・不足する情報は、定性的な調査で把握 課題抽出と原因分析は、「森」を見てから、 「木」を見ていく

### ■ステップ4:目標設定

目標設定は "SMART" に

Specific:テーマは具体的か? Measurable:測定可能か?

Attainable:達成可能なレベルか? Result-based:成果に基づいているか?

Time-oriented:期限が明確か?

### ■ステップ5:計画の策定

- ・現実的で継続性の高い計画を
- ・チーム・メンバー以外の医療スタッフ にも積極的に意見を求めましょう

追加的健康確保措置(面接指導)



# 追加的健康確保措置(面接指導)

# 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師には、面接指導が実施されます。



A~Cの水準に関係なく義務



※ 必要と認められる場合は、就業上の措置が講じられます。

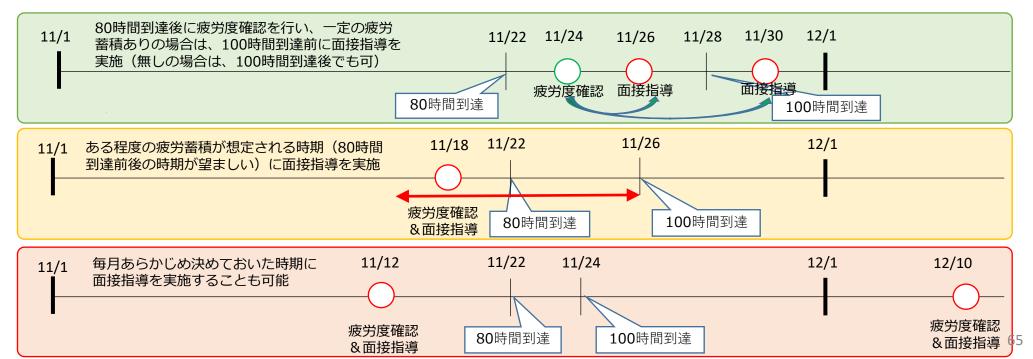
# 追加的健康確保措置(面接指導)のポイント

項目	説明(ポイント)			
管理者の義務 (注) 副業・兼業先の管理者 にも義務があります。	<ul> <li>面接指導対象医師に対し、面接指導を実施すること</li> <li>面接指導実施医師に、面接指導に必要な情報を提供すること</li> <li>面接指導実施後、健康確保措置についての面接指導実施医師の意見を聞くこと</li> <li>必要なときは、面接指導対象医師の健康確保のため、労働時間の短縮、宿直の回数の減少、 その他の適切な措置を行うこと</li> <li>面接指導、面接指導実施医師の意見、健康確保措置の内容を記録、保存すること等</li> </ul>			
面接指導の対象者 (面接指導対象医師)	<ul> <li>時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師が対象です。</li> <li><u>A~Cのどの水準が適用されているかにかかわらず対象</u>になります。</li> <li>対象者が面接指導を希望しているかどうかにかかわらず実施する必要があります。</li> <li>対象者には面接指導を受ける義務があります。</li> </ul>			
面接指導を行う医師 (面接指導実施医師)	<ul> <li>面接指導は面接指導実施医師が行います。当該医師になるためには以下が必要です。</li> <li>面接指導対象医師が勤務する病院又は診療所の管理者でないこと</li> <li>「面接指導実施医師養成講習会」の受講を修了していること</li> <li>(※)上記を満たしていれば産業医でなくても面接指導実施医師になれます。また、面接指導実施医師になるためには、産業医であっても上記を満たす必要があります。</li> </ul>			
面接指導の流れ	時間外・休日 労働が100 時間見込み 医師による 画接指導 医師による 書面の作成 書面の提出 事業者へ 書面の提出 事業者による 健康確保措置			
面接指導の実施時期	● 原則として時間外・休日労働が100時間以上となる前に実施する必要があります。 64			

# 面接指導の実施時期について

水準	A水準	A・B・連携B・C水準	B・連携B・C水準
時間外・休日労働が100時間 以上となる頻度	低い		高い
睡眠及び疲労の状況の 事前確認の実施時期	当該月の時間外・休日労働が80時間を超 えた後	ある程度の疲労蓄積が想定される時期 (当該月の時間外・休日労働が80時間前 後となる時期が望ましい)	毎月あらかじめ決めておいた時期に行う ことも可能
面接指導の実施時期	事前確認で一定の疲労の蓄積が予想される場合注は当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が 100時間に到達する前に実施しなければ ならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が 100時間に前に実施しなければならない。

- 注 一定の疲労蓄積が予想される場合とは下記のいずれかに該当した場合である。
  - ① 前月の時間外・休日労働時間数:100時間以上 ② 直近2週間の1日平均睡眠時間:6時間未満
  - ③ 疲労蓄積度チェック:自覚症状がIV又は負担度の点数が4以上 ④ 面接指導の希望:有



# 追加的健康確保措置(面接指導)まとめ

1か月の時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる医師が面接指導の対象となります。

### 【必要と認める場合には遅滞なく労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を実施】

※1か月の時間外・休日労働が155時間を超える場合には遅滞なく労働時間短縮のために必要な措置を講じなければならない。

# 事業者

(医療機関の管理者)

※面接指導の結果の記録の保存(5年)

【面接指導の結果についての意見聴取

※ 面接指導後遅滞なく

# 【<u>管理者</u>が面接指導実施医師による面接指導を実施】

#### <実施時期>

- ・1か月の時間外・休日労働が100時間に達するまでの間に実施(BC水準)
- ・疲労の蓄積が認められない場合は100時間以上となった後遅滞なくでも可(BC水準以外)

#### <確認事項>

- ① 勤務の状況(前月の休日・時間外労働時間(副業・兼業も自己申告により通算する)
- ② 睡眠の状況(直近2週間の1日平均睡眠時間(可能であればアクチグラフ等の客観的指標を用いる))
- ③ 疲労の蓄積の状況(「労働者の疲労蓄積度の自己診断チェックリスト」)
- ④ ②、③以外の心身の状況、
- ⑤ 面接指導を受ける意思の有無

# 労働者

(面接指導対象医師)

1か月の時間外・休日労働が100時間以上見込み

### 【必要な情報の提供】

- ① 面接指導対象医師の氏名
- ② 上記 <確認事項>の内容
- ③ その他必要な事項
- ※①、②は管理者の確認後速やかに
- ③は面接指導医師からの求め後速やかに

# 面接指導 実施医師

- ※勤務する医療機関の管 理者でないこと
- ※講習修了者
- ※産業医(講習修了者) が担うことも可

### 【面接指導】

#### <確認事項>

- ① 勤務の状況
- ② 睡眠の状況
- ③ 疲労の蓄積の状況
- ④ ②、③以外の心身の状況 (うつ症状や心血管疾患のリスク等)

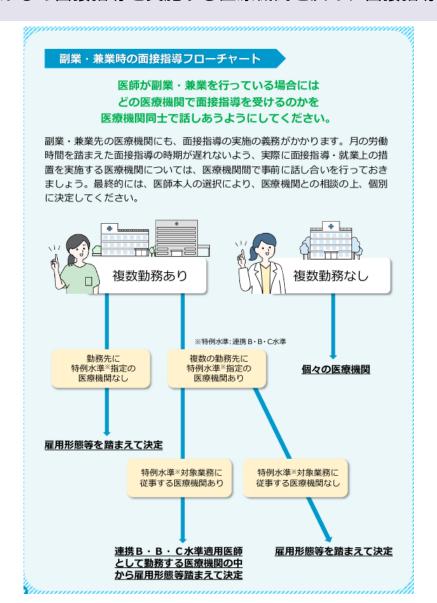
助言・指導

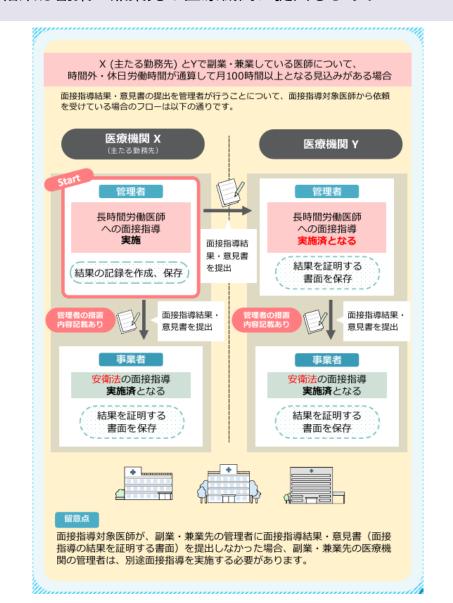
※管理者が指定した 面接指導実施医望した の 接指導を希望しい場合は、他のによる 指導実施医師による 面接指導を受けてて その結果を証明すると 書面を管理者に提出 することも可。

産業医等と連携して行うことが望ましい

←産業医は衛生委員会への委員としての参画を通じて事業者に意見を言う立場(労働安全衛生法の枠組み)

あらかじめ面接指導を実施する医療機関を決め、面接指導の結果は副業・兼業先の医療機関に提出します。





# 面接指導実施医師養成講習会に関するホームページ 「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」

必要な面接指導実施医師を確保し、面接指導の実施体制を整えましょう。



#### 面接指導実施医師養成講習会を受講する





受講はこちらから

── 医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ

追加的健康確保措置 (勤務間インターバル)



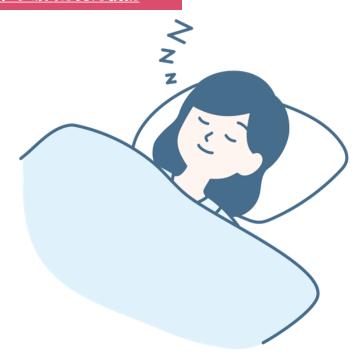


# 追加的健康確保措置(勤務間インターバル)

十分な休息時間(睡眠時間)を確保するため、 医師の勤務間のインターバルのルールが設定されます。



BC水準の場合は義務 A水準の場合は努力義務

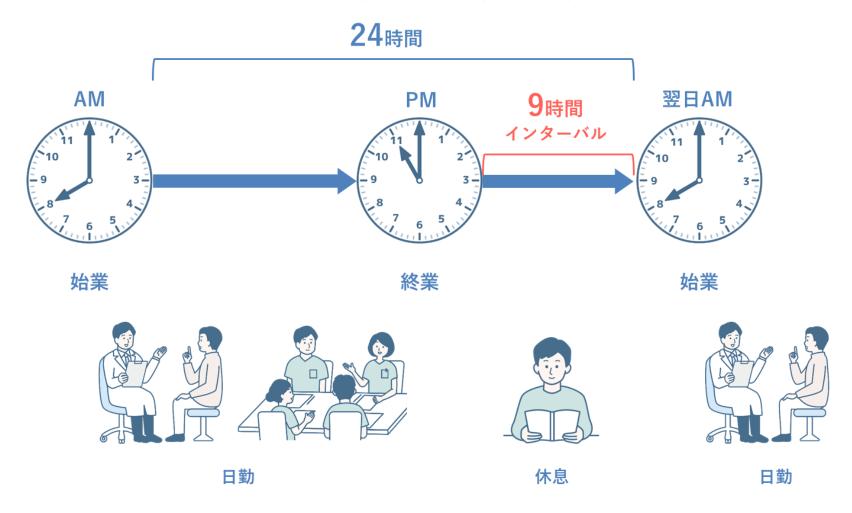


連続した休息時間を確保し、 仕事から離れることが、 心と体の健康のためには重要です。

※ 休息時間を細切れにとることは認められません。

# 追加的健康確保措置(勤務間インターバル)

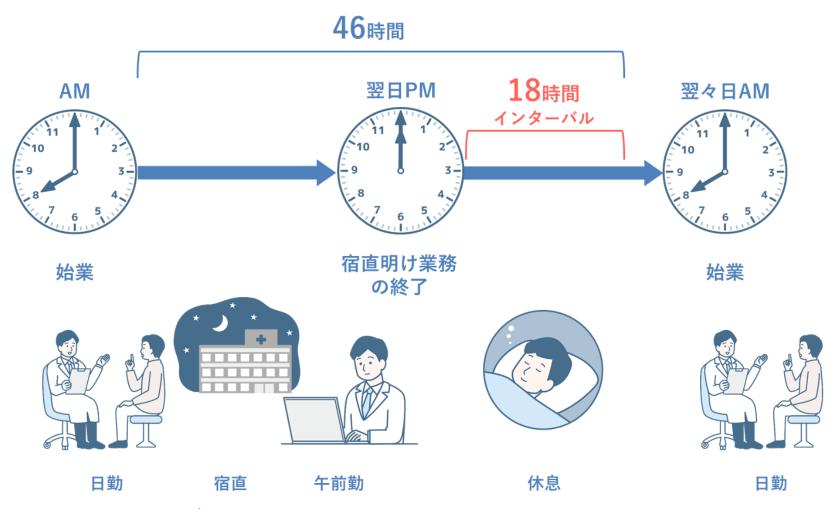
# 勤務間インターバルが確保された状態の働き方のイメージ



<sup>※</sup> 始業・終業の時間はいずれも事前に予定されたもの。

# 追加的健康確保措置(勤務間インターバル)

# 勤務間インターバルが確保された状態の働き方のイメージ



※ 始業・終業の時間はいずれも事前に予定されたもの。

医師の健康を守る働き方の新ルール

## 追加的健康確保措置(勤務間インターバル)

# 休息中でも緊急で業務が発生した場合は 対応することが可能です。



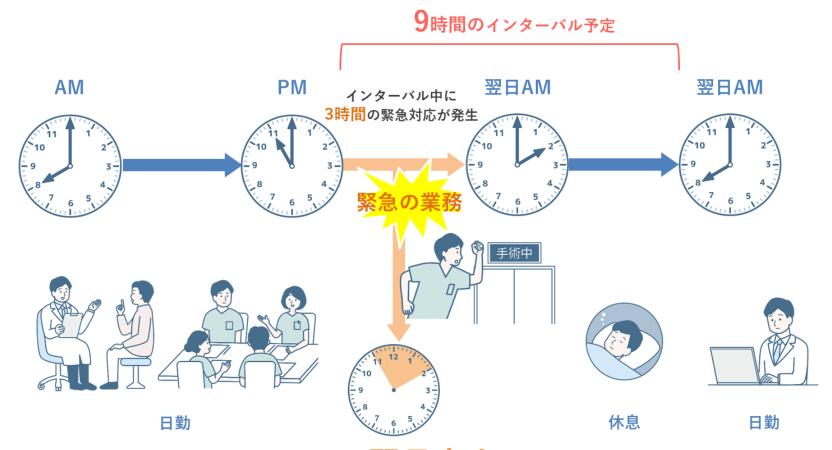
シフトを作成する時点で、 適切な休息が確保されていないものは認められません。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1	2	3	4
			日勤	休暇	宿直	午前勤
5	6	7	8	9	10	11
日勤	日勤	休暇	宿直	午前勤	日勤	日勤
12	13	14	15	16	17	18
日勤	休暇	宿直	午前勤	日勤	休暇	日勤
19	20	21	22	23	24	25
日勤	日勤	休暇	宿直	午前勤	日勤	日勤
26	27	28	29	30		
日勤	日勤	休暇	宿直	午前勤		



## 追加的健康確保措置(代償休息)

休息中でも、緊急の業務が発生した場合は対応が可能です。 このような場合には、代償休息が与えられます。



この3時間分の代償休息は翌月末までに与えられます。

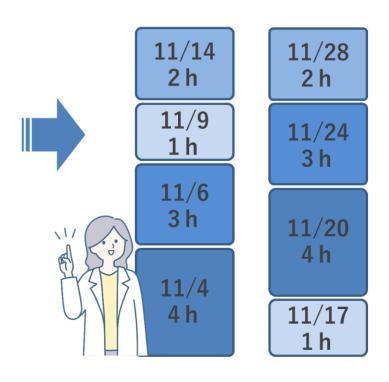
## 追加的健康確保措置(代償休息)

インターバル中に働いた場合は、代償休息が与えられます。

## (例)11月に発生したインターバル中の 突然の業務

SUN MON TUE WED THU SAT 4h 11 3h 1h 12 16 13 2h 1h 23 19 22 20 4h 3h 26 27 30 2h

# 累積20時間分の代償休息が 12月末までに与えられます。



医師の健康を守る働き方の新ルール

## 追加的健康確保措置(代償休息)

疲労回復に効果的な休息の付与の観点に留意し、院内で話し合いながら適切なルールを設定しましょう。

### 代償休息付与の留意事項

### 中間とりまとめ(抜粋)

- 連続勤務時間制限及び勤務間インターバルを実施できなかった場合の代償休息の付与方法については、対象となった時間数について、**所定労働時間中における時間休の取得又は勤務間インターバルの延長のいずれかによる**こととするが、疲労回復に効果的な休息の付与の観点から以下のような点に留意する。
  - ・ 勤務間インターバルの延長は、睡眠の量と質の向上につながる
- ・ 代償休息を生じさせる勤務の発生後、できる限り早く付与する
- ・ オンコールからの解放、シフト制の厳格化等の配慮により、仕事から切り離された状況を設定する

また、代償休息は予定されていた休日以外で付与することが望ましく、特に面接指導の結果によって個別に必要性が認められる場合には、予定されていた休日以外に付与する。

## 勤務間インターバルと代償休息に関するルールの設定を

詳細はFAQや医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン解説集なども参考にしましょう。

### <医師の働き方改革に関するFAQ>





### <就業規則の規定例(ガイドライン解説集より))>

### < B・連携 B・C-1 (臨床研修医除く)・C-2水準の場合>

#### [規定例]

(勤務間インターパル等)

- 第○条 本病院は、本病院において、「救急医療、居宅等における医療又は地域において本病院以外で提供することが困難な医療に従事する医師/医療提供体制の確保のために他の病院に派遣される医師/専門研修プログラムを受けている医師/高度な技能の修得のための研修を受けている医師]であって、時間外・休日労働時間が年960時間を超えることが見込まれる者(以下「対象医師」という。)について、勤務シフトを作成するに際して、次の各号に掲げる休息時間(以下「勤務間インターパル」という。)のいずれかを確保するものとする。ただし、対象医師が宿日直許可に基づく宿日直勤務を業務の開始から24時間以内に継続9時間行う場合には、この限りではない。
- ① 業務の開始から24時間以内の継続 9時間の休息時間
- ② 業務の開始から46時間以内の継続 18時間の休息時間(15時間を超える宿日直勤務を含む勤務が予定されている場合)
- 2 本病院は、対象医師について、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務が発生したことにより前 項各号に掲げる勤務間インターパルを確保できなかった場合には、当該勤務間インターパル終了後、 当該勤務間インターバル中に労働した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に、確保 できなかった勤務間インターバルの時間に相当する時間の休息時間(以下「代償休息」という。)を確 保するものとする。
- 3 本病院は、対象医師について、継続してやむを得ず15時間を超えることが予定される同一の業務に従事させる場合は、前項にかかわらず、当該業務終了後次の業務の開始までの間に、当該業務に係る時間のうち15時間を超える時間に相当する時間の休息時間(以下「特定代償休息」という。)を確保するものとする。
- 4 本病院は、第1項ただし書の場合において、宿日直勤務中に対象医師を労働させたときは、当該対象医師について、当該宿日直勤務後、当該宿日直勤務中に労働した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう配慮するものとする。
- 5 代償休息、特定代償休息及び前項に規定する休息時間(以下、総称して「代償休息等」という。)の確保は、本病院が次の各号に掲げる方法により随時指定すること又は事前に勤務シフトに組み込むことによって行うものとする。ただし、次の各号に掲げる方法以外のことにより、代償休息等が確保されることを妨げないものとする。
- ① 休憩時間の延長又は追加
- ② 勤務間インターパルの延長
- 6 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、法令に従い、必要の限度において勤務間インターバル、代償休息及び特定代償休息の確保を行わないことがある。

36協定の締結



## 36協定の締結手続きについて

### 事業主・労働者の皆さまへ

「36協定」を締結する際は、

労働者の過半数で組織する労働組合

その労働組合がない場合は 労働者の過半数を代表する者

との、書面による協定をしてください。

「時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)」締結の際は、その都度、当該 事業場に①労働者の過半数で組織する労働組合(過半数組合)がある場合はその労 働組合、②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者(過半数代表者) と、書面による協定をしなければなりません。

また、①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無数になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることはできません。

本リーフレットを参考に適切に締結を行っていただくようお願いします。

※36協定の締結・届出に代えて、労使委員会(労働基準法第38条の4第1項に基づくもの。)又は労働時間股定改善委員会の決議・届出により、時間外・休日労働を行うことができます。

- 過半数組合がある場合 過半数組合の要件
  - 事業場に使用されている<u>すべての労働者の過半数</u>で組織する 組合であること
    - 正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の 過半数で組織する労働組合でなければなりません。

36協定の締結時に、改めて、事業場の労働者数及び労働組合員数を確認し、過半数組合となっているかを必ずチェックしてください。

労働組合に確認しましょう!





労働組合員数

すべての労働者

> 50%

(パートなども含む)

過半数組合がない場合

## 過半数代表者の要件と選出のための正しい手続

- 労働者の過半数を代表していること
  - 正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を 代表している必要があります。
- 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出すること
  - 選出に当たっては、正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めたすべての労働者が手続に参加できるようにする必要があります。
  - 選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を 支持していることが明確になる民主的な手続(投 票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議) がとられている必要があります。



- 使用者が指名した場合や社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合には、 その人は36協定を締結するために選出されたわけではありませんので、36協定 は無効です。
- 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと
  - 管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

36協定の締結に当たり、労働者側の当事者となる過半数代表者については、 過半数代表者本人に聞くなどにより、次の3事項を必ず確認してください。



□ ①労働者の過半数を代表していること

②その選出に当たっては、すべての労働者が参加した 民主的な手続がとられていること

□ ③管理監督者に該当しないこと

労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければなりません。 ⇒周知しなかった場合、労働基準法第106条違反です(30万円以下の罰金)。

・常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける

〈周知の具体例〉→・書面を労

磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、 各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H29.12)

## 2024年4月以降の医師の36協定の締結手続きについて

- 2024年4月以降の医師の36協定を締結する際に新たな様式による届出が必要となります。
- BC水準に係る36協定を締結するためには医療機関がBC水準の指定を受けていることが必要です。

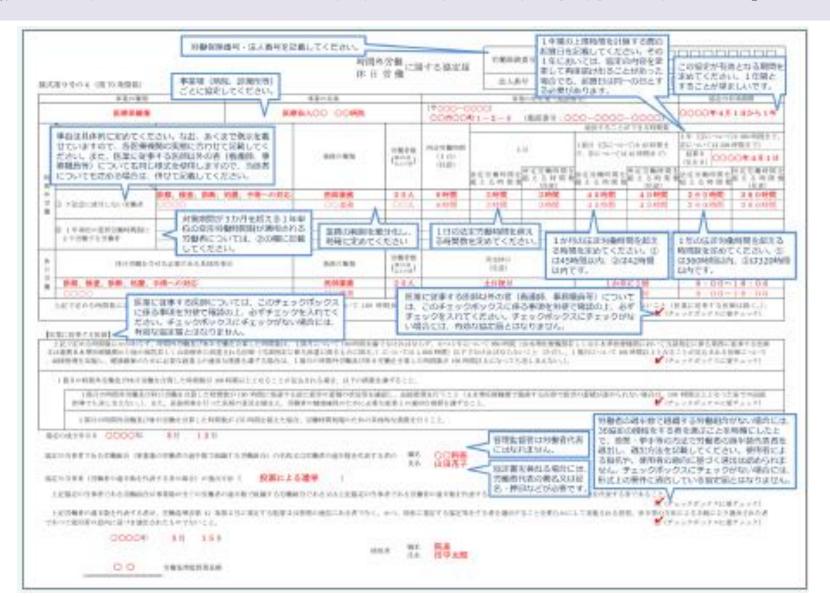




- ○労働基準法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第5号)※令和4年1月19日公布
  - 様式第9号の4 ·・・ いわゆる「一般条項」(月45時間以下 年360時間以下)のみ
  - ・ 様式第9号の5 ・・・ いわゆる「特別条項」(月100時間未満、年960時間/1860時間以下)を含む

## 新しい様式の記載例

新しい様式の記載例を公表しています。「「医師の働き方改革 2024年4月に向けた手続きガイド」を参照ください。



医療機関が行う都道府県との連携





## 医師の労働時間短縮等に関する指針について(概要)

## ①基本的考え方

- 我が国の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられており、危機的な状況にあるという現状認識を共有することが必要である。医師の健康を確保することは、医師本人にとってはもとより、今後も良質かつ適切な■ 医療を提供する体制を維持していく上での喫緊の課題である。
- □ 同時に、医師の働き方改革は、医師の偏在を含む地域医療提供体制の改革と一体的に進めなければ、長時間労働の本質的な解消を図ることはできない。
- □ このため、行政、医療機関、医療従事者、医療の受け手等の全ての関係者が一丸となって、改革を進めるために不断の取組を重ねていく必要がある。

## ②医師の時間外労働短縮目標ライン

- 2035年度末を目標に地域医療確保暫定特例水準を解消することとしているが、地域医療確保暫定特例水準の対象 医療機関の実態をなるべくA水準対象医療機関に近づけていきやすくなるよう、「医師の時間外労働短縮目標ラ イン」を国として設定する。
- 各医療機関は、短縮目標ラインを目安にしつつ、地域医療への影響も踏まえながら労働時間短縮に取り組むこととする。

## ③各関係者が取り組むべき推奨事項

- 医師の労働時間の短縮のためには、個々の医療機関における取組だけでなく、地域の医療提供体制の観点からの 都道府県における取組や、国も含めた関係機関における取組・支援のほか、国民の医療のかかり方など、様々な 立場からの取組が不可欠である。
- □ 一方、各取組については地域の実情等に応じて進める必要があり、一律の義務付けに馴染まない側面がある。
- □ このため、各関係者における取組を促進するために、長時間労働の医師の労働時間を短縮し、健康を確保するために、各関係者が取り組むべき推奨事項を示す。

## B水準・連携B水準

地域医療提供体制確保の観点から必要なB水準、連携B水準は確実に指定申請を。

## B水準対象医療機関

### 【医療機能】

- ◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、
  - i 三次救急医療機関
  - ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ 「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
  - iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
  - iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関
  - (例) 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核 的な役割を果たす医療機関
- ◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

## 連携B水準対象医療機関

### 【医療機能】

◆医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 (例)大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの

## 医師の働き方改革と宿日直許可

医療機関は必要に応じて適切に宿日直許可の申請を。

### 医師の働き方改革と宿日直許可

- Q. 医療法第16条に基づく宿直を行う場合には宿日直許可が必要なのでしょうか。
- A. 医療法第16条では病院に医師を宿直させなければならないと規定されています。この**医療法第16条に基づく宿 直を医師に行わせること自体に労働基準監督署長による宿日直許可は必要ありません**。

- Q. では、なぜ、宿日直許可の取得を検討する医療機関が増えているのでしょうか。
- A. 宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。今後、 令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制がスタートしますが、
- (1) 宿日直許可を受けた場合には、この上限規制との関係で労働時間とカウントされないこと、
- (2) 勤務と勤務の間の休息時間(勤務間インターバル)との関係で、<u>宿日直許可を受けた宿日直(9時間以上連続したもの)については休息時間として取り扱える</u>こと、
- など、医師の労働時間や勤務シフトなどとの関係で重要な要素になることが考えられます。



大学病院等の医療機関が医師の派遣を通じて地域の医療提供体制を確保している状況の中で、 地域医療確保のためには、**医療機関が適切に宿日直許可を取得することが重要**との指摘。

## 都道府県と連携した取組を(まとめ)

医療機関は都道府県や都道府県の機関である勤改センターと連携しながら取組を進めましょう。

## 【国から都道府県への依頼事項】

特にA水準予定の医療機関

- 地域の医療提供体制確保の観点からの実態把握
- ・都道府県内の医療機関が目指す水準の把握とその妥当性の確認
- ・特に他の医療機関から医師を受け入れている医療機関とその宿日直許可取得状況の把握
- 医療機関の取組を支援するための体制(勤改センター等)の充実・強化
  - ・都道府県、勤改センターの人的体制の充実
  - ・勤改センターの取組に対する都道府県の積極的関与 (実態把握を踏まえた支援の優先順位付けとプッシュ型の個別支援、関係機関との連携体制の構築等)

特にBC水準予定の医療機関

## 都道府県知事の指定に向けた準備

- ・都道府県での指定申請受付から指定までのスケジュールの整理
- ・指定に関する都道府県内の体制の整理(関係部局との連携、役割分担、人員体制等)
- ・指定に関する検討内容、検討の場の整理(医療審議会、その他の部会等)
- ・指定に関する手続について医療機関への周知広報・早期準備の勧奨

医療機関の取組への支援





# 医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)の活用について

- ・2024年4月より医師に対する時間外・休日労働の上限規制が適用される。
- ・「医師の働き方改革に関する検討会」「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を経て、令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制 を確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立した。

医師の時間外・休日労働の上限については、36協定上の上限及び36協定によっても超えられない上限をともに、原則年960時間(A水準)・月100時間未満(例外あり)とした上で、地域医療の医療提供体制の確保のために暫定的に認められる水準(連携B・B水準)及び集中的に技能を向上させるために必要な水準(C水準)として、年1,860時間・月100時間未満(例外あり)の上限時間数を設定

医師の労働時間の短縮を計画的に進めていく上では、医療機関は 医師労働時間短縮計画を作成し、その計画に沿って医療機関の管理者のリーダーシップの下、医療機関全体でPDCAサイクルにより 働き方改革を進めていくことが重要

### 2024年4月



## 勤務実態 の把握

現状把握の方法が わからない!

副業・兼業先の 労働時間の取扱は?

### 時短計画 の作成

時短計画の 作成例はないの?

様式はどれ?

### 評価センター による評価 の受審

いつまでに 受審すればいいの?

不安だから受審前に 色々相談したい…

## 都道府県への 指定申請

都道府県の指定申請 に準備するものは?

いつまでに 申請すればいいの?

## 時短計画に基づく取組 追加的健康確保措置の実施

連続勤務時間制限や 勤務間インターバルって、 どう管理・運用すればいいの?

> 代償休息の考え方が わからない…

「医師の勤務実態把握マニュアル」が御活用いただけます。(いきサポ\*1に掲載) 各都道府県の勤改センターではマニュアルに沿った集計用エクセル表(関数設定済)も提供。

「医師労働時間短縮計画 作成ガイドライン」を参照くだ さい。(いきサポ\*1に掲載) 各都道府県の勤改センター で作成支援も行いますので、 ご相談ください。

受審の前に各都道府県の 勤改センターにご相談 いただけます。 申請の手続き等について、 各都道府県の 勤改センターを通じて ご相談いただけます。 「いきサポ」掲載の資料を参照ください。ご不明点は、各都道府県の勤改センターへお問い合わせ下さい。

## 働き方改革の過程でお困り事が生じたら、各都道府県の勤改センターにご相談ください

(連絡先は、「いきサポ」\*1に掲載されています)

\*1「いきサポ」は、「いきいき働く医療機関サポートweb」の略称で、勤務環境改善に関する好事例や、 労務管理チェックリストなどの支援ツール、セミナー情報等、勤務環境改善に取り組む医療機関のみな さまの参考になる情報を集約・提供する厚生労働省が開設するポータルサイトです。 いきサポ Q 検索



# いきいき働く医療機関サポートWeb(いきサポ)

いきサポでは、各種研修および宿日直許可事例の掲載など、医療機関に必要とされる情報を集約しています。



## 診療報酬上の加算と医師労働時間短縮計画

## 地域医療体制確保加算の見直し

地域医療の確保を図り、医師の働き方改革を実効的に進める観点から、地域医療体制確保加算について対象となる医療機関を追加するとともに、医師労働時間短縮計画の作成を要件に追加し、評価を見直す。

## 現行

【地域医療体制確保加算】

地域医療体制確保加算

520点

### [施設基準]

「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。

救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救 急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で 2,000件以上であること。

## 改定後

【地域医療体制確保加算】

地域医療体制確保加算

620点

### [施設基準]

「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮 計画」を作成すること。



### 以下のアからウまでのいずれかを満たしていること。

- ア 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で2,000件以上であること。
- イ 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上であり、かつ、区分番号「A237」ハイリスク分娩等管理加算(ハイリスク分娩管理加算に限る。)若しくは区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料又は区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料若しくは区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- ウ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」(平成29年3 月31日医政地発0331第3号)に規定する総合周産期母子医療センター又 は地域周産期母子医療センターのいずれかであること。

令和5年度予算額:95億円(公費143億円) (令和4年度予算額:95億円(公費143億円)) ※地域医療介護総合確保基金(医療分)1,029億円の内数

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り 組む医療機関に対する助成を行う。(医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施)

### 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

### 1. 補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。

<具体的要件(いずれかを満たす)>

※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

- ①救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満
- ②救急搬送件数が年間1000件未満のうち、
  - ・夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な 役割がある医療機関
  - ・離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関
- ③地域医療の確保に必要な医療機関であって、
  - 周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
  - ・脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を 有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

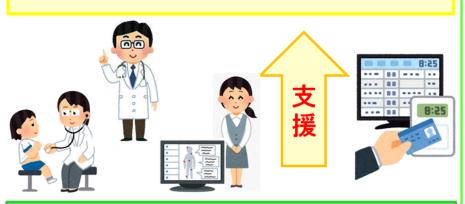
### 2. 交付の要件

月の時間外・休日労働時間が80時間を超える医師を雇用(雇用予定含む)している医療機関で、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える36協定を締結している若しくは締結を予定していること。

### 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組

医療機関において医師の労働時間短縮計画を策定し、勤務環境改善の体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- 複数主治医制の導入
- 女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



### 3. 補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助。

### 4. 補助基準額

最大使用病床数 × 133千円 ※20床未満の場合は20床として算定。

## (税制) 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長 (所得税、法人税)

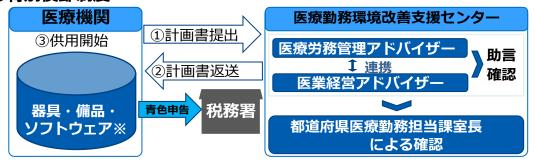
医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度 の適用期限を2年延長する。

## 制度の内容

### 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮 に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のもの【特別償却割合】取得価格の15%



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5類型のいずれかに該当するもの

### 例、個人もしくは12月決算の法人が9月に導入した場合 定率法を前提とした特別償却のイメージ図 (9月から12月まで) = 4カ月 X 普通償却 12 カ月 将来の減価償却費を先取り 特別 償却費 特別償却(購入価額の 15%が加算) 上記を初年度に前倒しで計上 普通僧却費 ※購入月により普通減価償却額の計算が変わりますが、特別償却は購入月に関わ らず 15%償却することができます。 取得年度 2年目 3年目 4年目 5年目

対象となる器具及び備品並びに ソフトウエアの類型

類型 1 労働時間管理の省力化・充実 に資する勤務時間短縮用設備等

類型 2 医師の行う作業の省力化に資 する勤務時間短縮用設備等

類型3 医師の診療行為を補助又は代 行する勤務時間短縮用設備等

類型4 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

類型 5 チーム医療の推進等に資する 勤務時間短縮用設備等

92

## 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の例

○対象となる勤務時間短縮用設備等

類型  $1 \sim 5$  のいずれかに該当するものであり、1 台又は1 基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあっては、一組又は一式。)の取得価額が 3 0 万円以上のもの

## **類型1** 労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間 短縮用設備等

○勤怠管理を行うための設備等

I Cカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウエア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの

○勤務シフト作成を行うための設備等

勤務シフト作成支援ソフト等、医療従事者の効率的 な配置管理が行えるもの

### <u>類型 2 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮</u> 用設備等

○書類作成時間の削減のための設備等

A I による音声認識ソフトウエア、それら周辺機器など、医師が記載(入力)する内容のテキスト文書入力が行えるもの

○救急医療に対応する設備等

画像診断装置(CT)など、救命救急センター等救急 医療現場において短時間で正確な診断を行うためのもの

○バイタルデータの把握のための設備等

ベッドサイドモニター、患者モニターなど、呼吸回数や血圧値、心電図等の病態の変化を数日間のトレンドで 把握するもの

### 類型3 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

○医師の診療を補助する設備等

手術支援ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、画像診断装置等

在宅診療用小型診断装置など、医師の診療行為の一部を補助又は代行するもの

### 類型4 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

○医師が遠隔で診断するために必要な設備等

遠隔診療システム、遠隔画像診断迅速病理検査システム、医療画像情報システム、見守り支援システムなど、医師が遠隔で診断することに資するもの

### 類型 5 チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

○医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備等

院内搬送用ロボット、患者の離床センサーなど、医師以外の医療従事者の業務を補助するもの

○予診のための設備等

通信機能付きバイタルサイン測定機器やタブレット等を活用したシステムなど により予診を行うもの

○医師の検査や処方の指示を電子的に管理するための設備等

電子カルテ、カルテ自動入力ソフトウエア、レセプトコンピューター、医療画像情報システム、画像診断部門情報システム、医療情報統合管理システム等診断情報と医師の指示を管理できるもの)

○医療機器等の管理効率化のための機器・ソフト等

医療機器トレーサビリティ推進のためのUDIプログラム、画像診断装置等のリモートメンテナンス、電子カルテ、レセプトコンピュータのリモートメンテナンスなど)

## 医療従事者の働き方改革支援資金について

令和5年度財政投融資資金計画予算 2,579億円の内数

## 【福祉医療機構(医療貸付事業)による融資について】

○ 医療貸付事業については、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び診療所等を開設する個人又は医療 法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療 の普及及び向上を図ることを目的としている。

## 【医療従事者の働き方改革支援資金の概要】

### (資金種類)

長期運転資金

### (融資条件)

- 勤務環境改善にかかる費用について具体的な金額を盛り込んだ事業計画書を提出すること
- 貸付限度額:病院5億円、診療所3億円(既存の長期運転資金の借入と合算した金額を上限とする)
- · 償還期間: 10年以内(据置期間4年以内)
- 利率:令和5年7月3日現在の貸付利率は0.80%







## 「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース(病院等)

令和5年度当初予算額 68億円 (66億円) ※助成金全体の額() 内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

令和6年4月から時間外・休日労働の上限規制が医師にも適用されることを受け、医師の働き方改革に取り組む中小企業事業主を支援することを目的とする。

### 事業の概要



portal.go.jp/)

### 適用猶予業種等対応コース(病院等)の助成内容

#### 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。 1. 労働者災害補肩保険の適用を受ける医業に 従事する医師が勤務する病院、診療所、介護 老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業

事業主(※1)であること。 、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就

業規則等を整備していること。 業規則等を整備していること。 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。 4. 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則 として、過去2年間において月45時間を超える 

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。 資本または出資持分が5,000万円以下
 常時使用する労働者が300人以下

(※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実 態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細 はお問い合わせください。

(※3) その他の要件についてはお問い合わせください。

#### 助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※4)
- ② 労働者に対する研修(※4)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組

(2023.4)

- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※5)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等 の導入・更新(※5)
- (※4) 研修には、勤務間インターバル制度に関する もの及び業務研修も含みます。。
- 原則として、パソコン、タブレット、スマー トフォンは対象となりません。

#### 成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施 してください。

- ① 月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数
- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間以下に設定
- 9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。 (新規導入、適用範囲の拡大、時間延長) 医師の働き方改革の推進(労務管理体制の構築等と医
- 師の労働時間の実態把握と管理を実施すること。) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当 たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き 上げを行うことを成果目標に加えることができます。

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象 となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。 【助成額最大930万円】

以下のいずれか低い額

I 以下1~3の上限額及び4の加算額の合計額 ■ 対象経費の合計額×補助率3/4(※6)

(※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対 象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が 30万円を超える場合の補助率は4/5

【1のト限額】

1. 成果目標①の上限額

	事業実施前の設定時間数			
事業実施後に設 定する時間外労 働と体日労働の 合計時間数	現に有効な36協定 において、時間外男 働と休日労働の合計 時間数を月100時間 を超えて設定してい る事業場	現に有効な36協定 において、時間外 労働と休日労働の 合計時間を配子で設定 している事業場	現に有効な36協定 において、時間外 労働と休日労働の 合計時間数を月80 時間を超えて設定 している事業者	
時間外労働と休 日労働の合計時 間数を月80時間 以下に設定	250万円	200万円	150万円	

#### 2. 成果目標②の上限額

(適田範囲の拡大 時期延長の坦今には半額とかります)

休息時間数(※7)	1 企業当たりの上限額			
9 時間以上 11時間未満	100万円			
11時間以上	150万円			

(※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務問イン ターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

#### 3. 成果目標③の F限額

- 以下を全て実施した場合(※8)に50万円 ア 労務管理体制の構築等
- (ア) 労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割 を明確にすること
- (イ) 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の 休息時間確保に係る協力体制の整備を行うこと (副業・兼業を行う医師がいる場合に限る。)。
- (ウ) 管理者層に対し、人事・労務管理のマネジメント 研修を実施すること。
- 医師の労働時間の実態把握と管理 (ア) 労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確 にした上で、医師の労働時間の実態把握を行うこと。
- (イ) 医師の勤務計画を作成すること。 (※8) 実施事項の詳細は申請マニュアルをご覧ください。
- 4. 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

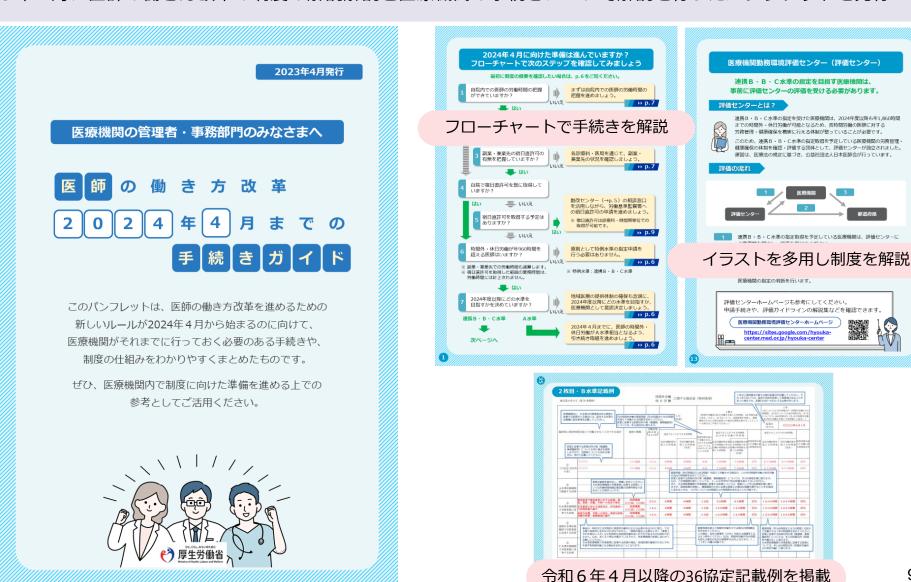
引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5 %以上 引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

(常時使用する労働者数が <u>30人を超える場合</u> )					
引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人	
3 %以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)	
5%以上	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (ト第240万円)	



## 医師の働き方改革2024年4月までの手続きガイド

令和5年4月に医師の働き方改革の制度の解説解説と医療機関の手続きについて解説を行ったパンフレットを発行



## 医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援 の充実を図るための調査・研究事業

医療機関が自主的に勤務環境改善を進められるよう、医療従事者の勤務環境改善に関する好事例の収集や、全国の病院・有床診療所とそこで勤務する医療従事者の勤務実態に関するアンケート調査を実施し、事例や調査結果を勤改センターの支援に活用しています。(事例や調査結果はWEBサイト(いきサポ)で公表しています。)

間帯の特定行為での診療の補助を

モデル病棟で開始し、「安全性」と「医

療の質」が担保されるようになったと

いきサポで検索(https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp)

### 医療機関の取組事例

医療のマンパワー不足の解消に向

(ナ、 即戦力となる看護師を養成する

見が合致した。

ことが必要になるという経営層の意

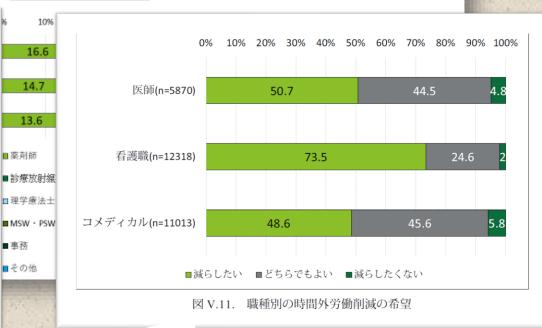
問14. フルタイム勤務正規職員のコメディカルのうち月平均時間外労働時間(令和2年度)が最も長い職種 及びその時間を教えてください。(該当するものに1つチェックをしてください)

- ▶ フルタイム勤務正規職員のコメディカルのうち、月平均時間外労働時間が最も長い職種は、多い順に「事務」(46.2%)、「薬剤師」(13.7%) 「臨床工学技士」(7.0%)、「理学療法士・作業療法士などリハビリテーション職」(6.5%)であった。
- ▶ 令和元年度以降、「事務職」と回答する割合が年々増加しており、事務職の業務負荷が大きくなっていることがうかがえる。

#### 事例1:時間外支援夜勤を導入し看護師の夜勤負担軽減を目指した取組【名手病院】 開設主体:医療法人 所在地:和歌山県紀の川市 • 痣床数:104床 主たる医療機能:回復期 取組前の状況 取組内容 取組の効果 外来看護師の夜勤体制を取っておら 寺間外支援夜勤者が病棟業務を支 病棟夜勤者及びオンコールを担 夜勤帯に病棟全体の業務を補助する看護師の時間外支援夜 援することで病棟看護師が夜間の外 看護管理者が業務を担っていた。 勤者を増員した。看護師の夜勤負担軽減を目指すべく、取組 来に対応できるようになった。また、 長年看護職員から「夜勤の仕事量が 夜勤外来患者数が増加し、収益が増 開始前に現状を正しく認識するための夜勤における業務情報 多い」「病棟勤略をしながら外来対応 ■薬剤師 を収集や看護職員に対する説明会を開催した。 加したとともに地域医療に貢献できて をするのが負担」といった声が上がっ 事例2:特定行為研修修了者の活用に関する取組 【滋賀医科大学医学部附属病院】 • 開設主体:国立大学法人 • 所在地:滋賀県大津市 事務 主たる医療機能:急性期 その他 取組前の状況 取組内容 取組の効果 高度医療の現場において、高い実践 医師しかできなかった医療行為の一 力を有した看護師の育成が必要とい 部や悪化予防措置を特定看護師が 特定行為研修修了者を活用し、医師とのタスクシェアを目指 う現場の意見とチーム医療を推進し /ェアし始めている。医師の手薄な時 すために、特定行為準備室を立ち上げた。協力可能な診療科

から活用に向けた検討を進め、医師とのタスクシェアに取り組

み始めている。



勤務実態に関するアンケート結果

掲載URL(いきサポ): https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/information/2020/20220421\_06.pdf

## 医療機関の取組の好事例集

医療機関の勤務環境改善に向けた取組について、内容ごとに好事例をまとめた好事例集を公表しています。

## <令和3年度、令和4年度>

実態調査や分析を踏まえ、勤務環境改善や労働時間短縮を行う医療機関の好事例を取りまとめ、 冊子の作成やHP等に掲載を行い、全国の医療機 関等へ展開する。



















## 医療専門職支援人材確保・定着支援事業

### 【課題】

○ 医師の働き方改革を進めるにあたっては、医師・看護師等の医療専門職から、看護補助者や医師事務作業補助者のような「医療専門職支援人材」へのタスク・シフティングが重要であるとされている。しかし、医療専門職支援人材については、医療専門職支援人材となる可能性のある人に対する適切なアプローチが十分にできておらず、医療機関が必要な人材を必要なだけ確保することが難しい状況となっている。

### (事業内容)

- 〇医療機関における医療専門職支援人材の確保を支援するため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力、医療専門職支援人材となる方法等を示したリーフレットやポスター、PR動画を作成し、ハローワーク等で配布や放映するなどして、関係者への周知・啓発を行う。また医療専門職支援人材が継続して医療機関で勤務できるよう、支援人材の定着促進に資する研修プログラム等のツール開発や、支援人材活用の好事例周知、医療機関向けに支援人材の活用に関する情報発信をするなどの支援を行う。
- 〇令和5年度においては、令和3年度に作成した「医療専門職支援人材の定着に向けた手引書」やe-ラーニング教材を活用し、実際の医療現場での導入に向けた支援(モデル医療機関を選定しての支援)を行い、新たな課題解決に向けた検討を行う。
- ◎ 医療機関での人材確保・定着支援に向けた取組を実施(民間シンクタンク等に業務委託)

## <人材確保事業>

リーフレットやポスター、PR動画等の作成

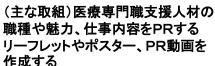
ハローワーク等でのPR













(主な取組)ポスターをハローワーク等で掲示する/動画をHPに掲載する等により、シニア層も含めて、幅広く周知する

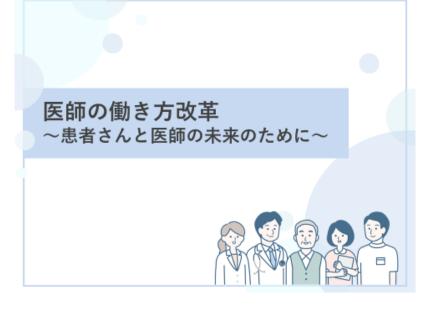
## (主な取組)

定着促進に資する研修プログラムの開発や展開、好事例の周知、医療機関向けに支援人材の活用をテーマにしたセミナーの開催等

## : 〈定着支援事業〉

## 医療機関での医師の働き方改革の制度周知用 解説スライド

制度の背景、制度内容をわかりやすく解説したスライド集を「いきサポ」に公開。 こちらのURLよりダウンロードが可能→https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation



## 目次

我が国の医療と医師の働き方

制度の基本について~基本的な労働法制~

制度の基本について~医師の特別則~

制度の基本について~医師の健康を守る働き方~

現場を支える副業/兼業のために

タスク・シフト/シェア

医師のプロフェッショナリズム

働き方を守る様々な法制度

### 労働時間とは、 使用者。の指揮命令下に置かれている時間 のことです。

※使用者 ・・・ 労働条件の決定、労務管理、業務における指揮命令などを行う立場にある人 (所属医療機関の院長等に限らずこれらの立場にある診療科長等を含む。)

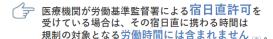




診療前の準備や後処理(診療前後のカルテ確認、申し送り等)の時間も労働時間 にあたります。

### 宿直は労働時間に含まれるのでしょうか?





詳しくいうと... //

※許可の範囲で労働時間に関する規定の適用がなくなりますが、 許可を受けた宿日直中に通常の勤務時間と同様の業務に従事する 時間については、許可の効果が及ばず、労働基準法の適用があります。





## 医療機関での医師の働き方改革の制度周知用 eラーニング

## 以下の4種類のeラーニング教材を、公開しています。

- 1. 総論
- 2. 各論:時間外・休日労働時間の上限ルール
- 3. 各論: 勤務医の健康を守るルール
- 4. 各論:タスク・シフト/シェア







## 医学生向けの労働法教育の推進

### 事業の概要

医学生向け労働法講義の実施を希望する大学に対し、そのニーズに応じて、講師の紹介・派遣、企画等の支援を実施。

### 指導者用の教材資料の作成

### 「明日の医師たちへ〜医学生を対象とした医師の働き方を考えるモデル講義(案)〜」

- 講義を企画する職員や講義担当者向けに、初めて講義を実施する場合を想定し、講義内容のポイント等を掲載
- 講義の構成や内容に加え、事前の準備や外部講師を依頼する際の留意点等、講義の実施に役立つ情報も掲載
- 東京大学、東北大学及び関西医科大学で実施したモデル講義実例のほか、医師の働き方改革関連の参考資料も多数掲載

冊子はこちら!(医師の働き方改革制度解説ページ)https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation



### 医学生向け労働法講義の実施支援

無料

昨年度は 10大学(東北大学、徳島大学、三重大学、久留米大学、横浜市立大学、岐阜大学、宮崎大学、大分大学、高知大学、山形大学でご利用いただいています!

### 企画・実施の支援、資料の提供

- 各大学の希望に応じて、企画支援・講師確保、講義当日までの実施支援・関係資料の提供など、総合的にサポート
- ■働き方改革の講義をはじめ、「仕事と家庭の両立」や「長時間労働と医療の質」に関するグループディスカッションなど、希望に沿った講義内容を提案

### 講師の派遣

- 大学独自で企画した講義内容に合わせ、医師の働き方改革に知見のある専門家(現役医師や弁護士など)を講師として派遣
- ※ これらの支援は、同一大学で複数回(例えば学年ごとの講義開催など)ご利用いただくこともできます。

### 講義の実施に向けたご相談、講師派遣のご依頼などのお問合せ先

ランゲート株式会社「令和5年度労働法教育に関する支援対策事業」運営事務局

TEL 075-741-7862(平日9:00~18:00)

■ 大学医学部向け講義支援専用サイト http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/medical.html



## 上手な医療のかかり方

## "上手な医療のかかり方"大使

# デーモン閣下 (でーもんかっか)



## キャンペーンスローガン/ロゴ

### キャンペーンスローガン —

## あなたが知れば、医療は救える。

### キャンペーンロゴ —



デザインは、国民と医者でつくるハートをモチーフに。 共に幸せになっていくことをイメージ。

## 上手な医療のかかり方



上手な医療のかかり方.ip 上手な医療のかかり方に関する情報を発信していく厚生労働省の公式ウェブサイトです。



啓発ツール

## 「かかり方、変えよう!」ポスター



※クリックするとPDFでダウンロード可能です。

制作物の活用についてはこちら(申請/使用ルール)

## 教材、スライド



お母さん・お父さんに読んでいただきたい お子さま向けの「上手な医療のかかり方」情報bookです。

### 自治体・医療機関向けスライド

### 母親学級・両親学級・乳児検診で 活用できる

「上手な医療のかかり方」スライド (日本小児科医会監修)

保健師、看護師等の皆さまが、母親学級・両親学級・乳児検診 等で活用できる「上手な医療のかかり方」スライドです。

## 上手な医療のかかり方



上手な医療のかかり方.ip 上手な医療のかかり方に関する情報を発信していく厚生労働省の公式ウェブサイトです。

## 新コンテンツ

## 上手な医療のかかり方クイズ動画

上手な医療のかかり方について楽しく学べる動画を制作しました。 ぜひご覧ください。



- 【超相談】ボタンを押しさえすれば誰かが答えてくれるクイズ -(YouTube OuizKnockチャンネル)

【超相談】ボタンを押しさえすれば誰かが答えてくれるクイズ(837,845回視聴 2023/5/18時点) いつでもクイズ王たちに相談してよければ 初心者でもどんな問題でもクリアできる説を全力検証!!

啓発ツール:サインPOP

### 「かかりつけ医」を持ちませんか? サインPOP

患者の皆様のご来院時・診察時に「かかりつけ医」として ご相談可能なクリニックや病院の皆さまからの啓発ツールとしてご活用ください。



A4サイズ





## 医師の働き方改革普及啓発事業

「医師の働き方改革」について、国民向けに広く周知するための取組を進めます。

## 1 事業の目的

○医師の働き方改革を進めるにあたり、個々の医療機関が労働時間短縮・医 師の健康確保を進めていくことが重要とされており、管理者に対する研修会は 令和元年度から実施している。しかし、勤務医に対する時間外労働の上限 規制が、2024年4月から適用開始になるところ、医療界から、国民・市民が 時間外労働の上限規制が適用開始となることを知っておらず、協力を得る必 要があるとの指摘があることから、広く制度の周知を行うことを目的とする。

## 2 事業の概要

- ○令和4年度単年度事業として、以下のメニューにより国民に対して、医師の 働き方改革に関する周知等を実施する。
  - ・インターネットトの動画放映
  - ・普及啓発用ポスター等の作成 等

## 事業スキーム・実施主体等

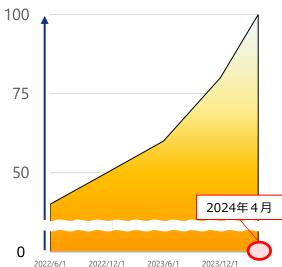
### 動画・ポスター等の作成

・コンテンツは、国民・市民にも分かりやすく 工夫したものとする。

> 医師の 働き方 改革



### 医師の働き方改革 国民認知度 [%]



## ポスター公開

・医療機関等における医師の働き方改革 制度ポスターの設置。

> 勤務 環境 改善



### 動画等の公開

- ・メディアタイアップとした周知広告の設定
- ・周知動画はインターネット等で公開。







国 民・市 民

## ・学術団体等(公募により選定)

〈実施主体等〉

106

まとめ

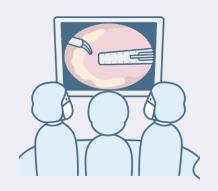
10



## タスク・シフト/シェアによる働き方改革のアイデア

医療機関の業務体制を全体で見直すことで、医師不足により長時間労働が常態化している診療科・病棟等での働き方改革を推進(医療機関全体で考えるタスク・シフト/シェア)

## 現状



## 慢性的なマンパワー不足 医師の長時間労働

- **少人数の医師**で、**幅広い業務**を担い、長時間労働が常態化する診療科・病棟
- 地域医療を担う救急医療機関等では、特に**夜間・休日の医師確保が難しく、**特定診療科の医師が、日中の外来診療後も病院で勤務し続けている。



## 業務の協働と移管の連鎖

- 特定診療科の夜間・休日業務
  - → 協働可能な内容分類し、他診療科の医師 と協働(タスク・シフト/シェア)
- ・ 日中の業務
- → 比較的容易な内容で、移管可能なものを、 子育て医師やシニア医師、他職種等、従事で きる人材に移管(タスク・シフト/シェア)

## 改善



## 多くの人材の活躍を促す 働き方改革の実現

- 長時間労働が常態化している医師は、夜間・ 休日に十分な休息を得ることができる (→オンコール化・宿日直許可取得にもつながる)
- 自身の専門性を生かした業務に集中できる
- ・ 潜在的な人材が活躍できる場を構築できる



## 働き方改革の目指す先

■医師を含め、医療機関で働くすべての人の働き方改革を進め、

誰もが、心身の健康を維持しながら いきいきと医療に従事できる状況の実現

今は多忙な医師・医療従事者も、

- •自己研鑽に十分な時間を割くことができる
- ・研究にも十分に力を注げる、
- 十分な休息で疲労を回復し、笑顔で働ける、 そういう状況の実現

# ⇒よりよい質の医療の提供へ

## 医療機関全体で勤務環境改善の取組を行うチャンス

<看護師等を中心とした勤務環境改善の取組>

<医師の勤務環境改善の取組の必要性>

タスク・シフト/シェア

**<医師を含めた<u>医療機関全体(多職種)で改めて</u>勤務環境改善の取組を考える時期>** 

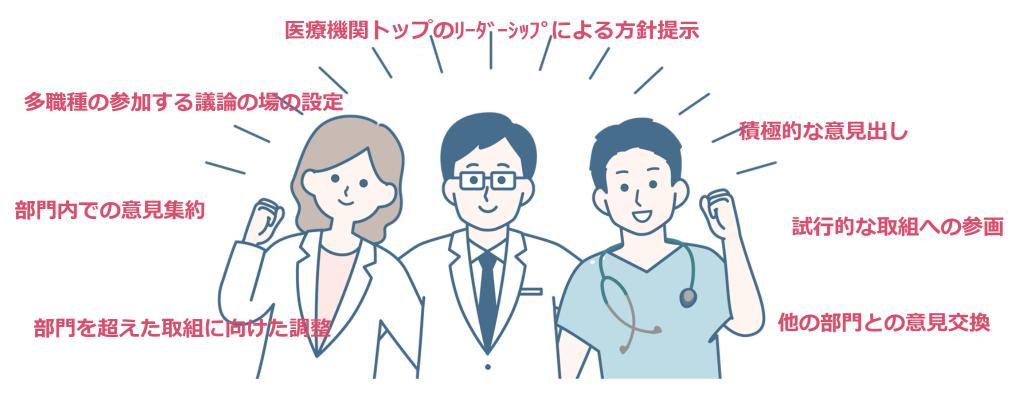
令和6(2024)年4月~

今がチャンス!!

## 1人ひとりができる取組を(患者さんと医師の未来のために)

働き方改革は、職場の全員が主人公です。

## それぞれの医療機関で 働き方改革を進めましょう!



## 参考資料

ひと、くらし、みらいのために



## 医師は労働者か?

医師も、雇用されている(勤務医)ならば労働者であり、労働基準法が適用されます。

#### まずは労働時間の把握・管理を

- ○労働基準法は、賃金、労働時間、休日等について規定を設けています。
- ○例えば、
- ・法定労働時間(cf.1日8時間/週40時間)を超えた時間外労働や、法定休日(週1日又は4週4日)に労働させる場合には、36協定(労使協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。
- ・時間外・休日労働は36協定の範囲内で可能です。 36協定の範囲内に収まっているか確認するためにも、 労働時間を把握・管理する必要があります。
- ○また雇い入れ時(労働契約締結時)には、賃金、労働時間等 の労働条件を書面(※)で明示する必要があります。
- (※) 労働者が希望した場合FAXや電子メール等出力して書面を作成できる 方法で明示することも可能

医療保健業においては常時雇用する労働者が10人未満の事業場では、法定労働時間は1日8時間、週44時間となります。

労働基準法第36条(時間外及び休日の労働)、第15条(労働条件の明示)

#### 医師は「管理監督者」?

- 労基法上の「管理監督者」は経営者と一体的な立場にある 者をいい、労働時間等の規制の対象外となります。
- ○「管理監督者」とは役職名で決まるものではなく、
  - ①労働時間等の規制の枠を超えて活動せざるを得ない 重要な職務・責任を有している
  - ②現実の勤務態様も労働時間等の規制になじまない
  - ③賃金等について、地位にふさわしい待遇がなされている という実態にある者のことです。

「管理監督者」に当てはまるかどうかは実態によって判断されますので、 「管理職」という立場であっても労基法の「管理監督者」に該当しないこと があります。

### 労働時間とは?

労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間。

#### 業務に必要な準備行為にかかる時間も労働時間

○着替え、清掃等も業務上必須のものは、労働時間。 ですので、診療開始時刻≠始業時間

#### 院内で緊急時に備えて待っている時間も労働時間

○「手待ち時間」は、<u>労働基準監督署長の宿日直許可</u>を得ていて、かつ、許可範囲内の態様である場合のみ、労働時間等の規制の対象外となる。

#### 研修・教育、会議・委員会等への出席

- ○強制・命令であれば労働時間。任意出席としつつも、欠席の場合に不利益に取扱う等実質上参加が強制されている場合には労働時間
- ○<u>医師の研鑽について、考え方と、適切に取り扱うための手続</u>を示した通達あり。

#### オンコールは?

- ○オンコール待機中に実際の診療が発生した場合、当該診療に 従事する時間は労働時間。
- ○オンコール待機時間全体が労働時間に該当するかどうかは、 労働から離れることが保障されているかどうかを個別に判断。

裁判例は、個別の実態を踏まえて、労働時間に該当すると認めているもの/認めていないものに分かれている。

#### セミナー講師を引き受けた

- 病院に勤務する医師が、勤務先以外の方から頼まれて、 セミナーの講師を引き受けるなど、労働者としてではない形 で役務を提供することもあるかと思います。
- そのような場合、その時間は労働時間には該当しません。 勤務先から指示されて実施する場合は労働時間です。 セミナー主催者に雇用されて実施する場合も労働時間となります。

## 労働時間の判断基準について

## 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン (平成29年1月20日策定)

- 労働時間とは、<u>使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと</u>をいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならない。
  - ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装 への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間
  - イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れること が保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)
  - ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間
- ただし、これら以外の時間についても、<u>使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間について</u> <u>は労働時間として取り扱う</u>こと。
- O なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものである。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

## オンコールの取扱いについて

- □ 労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。※労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29年1月20日策定)
- ロ オンコール待機中に実際の診療が発生した場合、当該診療に従事する時間は労働時間に該当する。
- □ オンコール待機時間全体が労働時間に該当するかどうかについては、オンコール待機中に求められる義務態様によって判断する必要がある。
- ロ オンコール待機中に求められる義務態様は、医療機関ごと、診療科ごとに様々であり、
  - 呼び出しの頻度がどの程度か、
  - ・呼び出された場合にどの程度迅速に病院に到着することが義務付けられているか、
  - 呼び出しに備えてオンコール待機中の活動がどの程度制限されているか、 等を踏まえ、
  - <u>オンコール待機時間全体について、労働から離れることが保障されているか</u>どうかによって判断するものであり、個別具体的に判断されるものである。
- □ 裁判例は、個別の実態を踏まえて、労働時間に該当すると認めているもの/認めていないものに分かれている。
  - ※ 医師のオンコールについては、奈良県立病院産科医師事件で扱われているが、当該事件では、 産科医間の自主的な取組によってオンコールが行われていたと認定されたことから、オンコール について明示又は黙示の業務命令が認められないとされた。

## 医師の勤務実態を踏まえた労働時間制の採用

#### 変形労働時間制

- 業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度。
- 手術予定等に応じてあらかじめ所定労働時間を変動。

#### フレックスタイム制

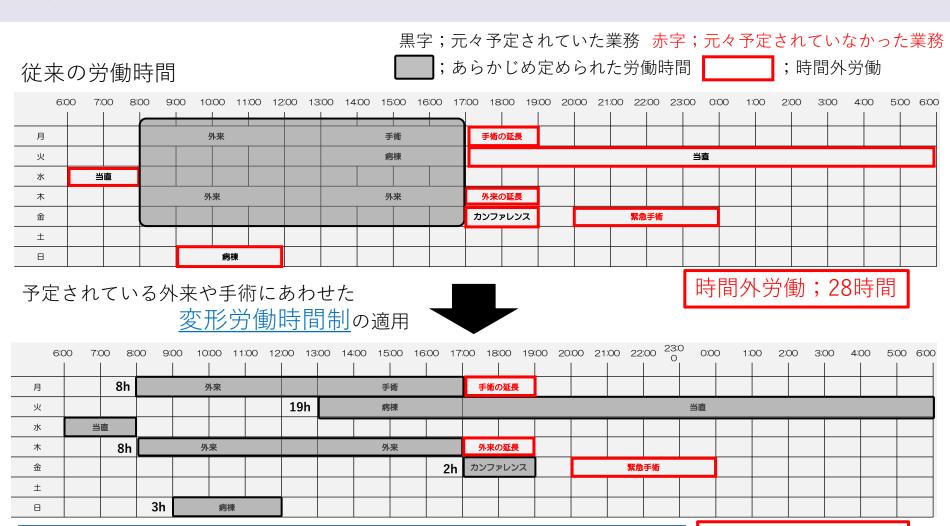
- 労働時間の始業・終業の時刻を自ら定めることが可能な医師が対象。
- 実際に労働した時間の合計をもとに、時間外労働時間を算出。

#### 専門業務型裁量労働制

- 研究をメインとする医師向け。業務遂行の手段や方法、時間配分等に「裁量」のある医師が対象。労働時間をあらかじめ労使で定めた時間と「みなす」制度。
- 「裁量の無い業務」を定期的に担う者は対象とすることができない。
- 時間外労働時間の上限規制について、一般則適用となる。

## 変形労働時間制

特定の週における活用のイメージ。当該週を含めた特定の期間において法定労働時間の総枠を超えた時間について、時間外労働となる。



※1年単位の変形労働時間制を採用した場合には、1日の労働時間の限度は10時間、1週間の労働時間の限度は52時間、1年間の労働日数の限度は280日となる

時間外労働;8時間

## 変形労働時間制(1か月単位)

労使協定または就業規則等において定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間(40時間)を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

#### 変形労働時間制のイメージ 労使協定又は就業規則等に労働日ごとの労働時 間をその対象期間が始まる前までにあらかじめ 具体的に定める必要がある。 (労働時間を任意に変更することは不可) 変形労働時間制 従来の労働時間 20:00 \_\_\_\_\_;所定労働時間 18:00 18:00 業務時間 16:00 14:00 14.00 を配 休憩 休憩 休憩 12:00 12:00 4h 6h 10:00... 10.00 日月火水木金土 日月火水木金+ 所定労働時間;40時間 所定労働時間;38時間 (他の週に2時間を配分可能)

#### 時間外労働に該当する労働時間

(時間外労働を行わせるには、36協定の締結が必要)

#### 1日の時間外労働について

- 1日の法定労働時間を超える時間を定めた日はその時間
- それ以外の日は1日の法定労働時間を超えて労働した時間

#### 1週間の時間外労働について

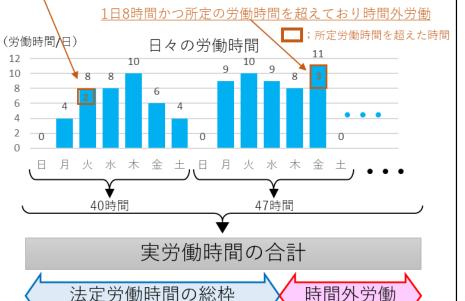
- 週法定労働時間を超える時間を定めた週はその時間
- それ以外の週は週法定労働時間(1日の時間外労働時間となる時間 を除く)

を超えて労働した時間

#### 変形期間の時間外労働について

• その期間の法定労働時間の総枠(40時間×日数÷7)を超えた時間

1日8時間、1週40時間を超えておらず法定内労働



### フレックスタイム制

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業の時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度。

## 時間外労働となるのは、**清算期間における法定労働時間の総枠を超えた時間数**※

(時間外労働を行わせるには、36協定の締結が必要)

※休日労働時間を除く

清算期間(上限3カ月)における 法定労働時間の総枠 1週間の法定労働時間 (40時間) 清算期間の暦日数 **7**日

フレックスタイム制のイメージ 就業規則等に、始業・終業時刻を労働者の決定に ゆだねることを定め、労使協定で基本的な枠組み を定める。 労働時間帯 標準労働時間帯 (通常の労働者の所定労働時間) 7:00 8:00 17:00 15:0 19:00 10:0 12:0 13:0 フレキシブ コア コア フレキシブル 憩 タイム タイム タイム タイム いつ退社しても いつ出社しても 必ず勤務しなければ 良い時間帯 良い時間帯 ならない時間帯 ※フレキシブルタイムやコアタイムは必ずしも設定しなくてよい



※ 清算期間が1カ月を超える場合は、1カ月ごとの労働時間が、週平均50時間を超えた時間も時間外労働となる。

### 専門業務型裁量労働制

専門業務型裁量労働制とは、業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分等を大幅に労働者の裁量に <u>ゆだねる必要がある業務</u>として、厚生労働省令及び厚生労働省告示によって定められた業務の中から、対象となる業務を労使で定め、労働者を実際にその業務に就かせた場合、労使であらかじめ定めた時間働いたものとみなす制度(注:裁量労働制が適用される医師は一般則が適用)

【対象業務】(19業務のうち、大学職員に関係する業務の抜粋)

- ①新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務
- ⑫学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る。))

<u>医学研究を行う教授等がその一環として</u>従事する診療の業務であって、<u>チーム制(代替要員の確保が容易)</u>により行われるものは、<u>教授研究</u>の業務として取り扱って差し支えない (平成18年2月15日付基発第0215002号)

講義等の授業の時間が、多くとも、1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度である(平成15年10月22日付基発第1022004号)

1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものの1割程度以下であり、その他の時間におしては人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する場合(平成19年4月2日付 基監発第0402001号)

#### 【業務遂行の手段及び時間配分の決定等につき具体的な指示をしない】

- 注1) 裁量労働制適用者の時間外労働時間は、みなし労働時間 (+臨時で裁量労働外業務が発生した場合の当該時間)が、 法定労働時間を超える時間。休日については、実際に労働した時間が労働時間となる(それぞれ割増賃金の支払が必要)。
- 注2) 裁量労働制適用者であっても、実際の労働が深夜であった場合には深夜労働の割増賃金の支払いが必要。
- 注3)研究が、業務としてではなく、医師の自らの知識の習得や技能の向上を図るために、上司の明示・黙示の指示によらずに行われるなど、いわゆる 「研鑽」に該当する場合は、研究時間は労働時間に該当しない(研鑽通知で示された整理)

守門業務型裁量労働制の対象 労働者の裁量にゆだねられていれば務遂行の手段・時間配分の決定等が

## 専門業務型裁量労働制

適用に当たっての留意事項(大学における教授研究の業務に従事する者の場合)

- ◎主たる業務は「研究」であるか。
- ◎業務遂行の手段や方法、時間配分等に「裁量」があるか。
- ◎診療は研究の一環で行われており、かつ、チーム制(代替要員の確保が容易)となっているか。
- \*「裁量のない」業務に定期的に従事する者は、裁量労働制 の適用対象外とされています。

臨時に「裁量のない」業務に従事した場合には、当該「裁量のない」業務に 従事した時間は、「みなし労働時間」の外枠として、労働時間に加えます。

休日に労働に従事した場合も、「みなし労働時間」の外枠として、労働時間 に加えます。

上記について、裁量労働制適用対象者自身も同様の認識に立っているか。